

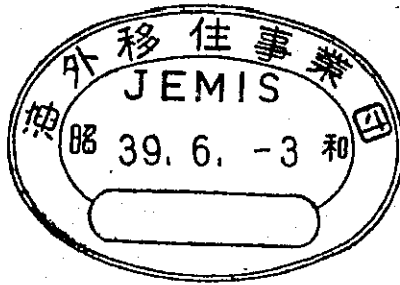


D-59

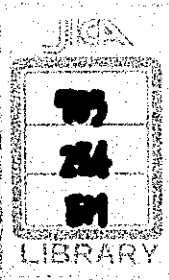
[技術移住の手引 No.5]

# 就 労 環 境

(1964.3)



海外移住事業団



## ま え が き

ブラジルでは、労働者の給与が職務給によつており、労働力の移動は、企業家側、労働者側にとつて自由であり、加えてどの企業にとつても中堅人材が不足し要望されているので、その流動は日本の比でなく、技術者の職場転換は非常に激しい。

終身雇用制と年功序列による雇用・給与形態の中で就労している技術移住希望者にとつて、この就労慣習についての知識は、希望者が海外移住を最終決定する上に欠かせない判断素材の一つである。

今回、技術移住の手引 No.5として、「就労環境」を作成したが、企業分布状況に代表的企業を集録したのも、その企業が管内地域の労働市場において特色ある地位を占めていること、工業界の背景を知る上に参考になると考えたからである。

なお、これからも現地事情を調査し、就労環境を補完していく予定である。

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 8. 21	703
登録No.	13328	234
		EM



## 目 次

まえがき	
1. 工業事情	1
1・1 製鉄業	2
1・2 非鉄金属業	2
1・3 機械器具業	3
1・4 自動車業	4
1・5 造船業	4
1・6 石油業	4
1・7 石炭業	5
2. 電力事情	6
2・1 電力供給業	6
2・2 電気料金	13
3. 求人情形	14
3・1 需要の多い職種	15
3・2 日本への求人状況	16
3・3 入国永住査証取得可能職種	17
4. 工業従業員事情	18
5. 労働事情	19
5・1 伯国労働法	19
5・2 労働慣習	19
5・3 雇用制限	20
5・4 職階と資格取得方法	20
5・5 労働組合	22
5・6 技術移住者の就労実態	22
6. 地域事情	25
6・1 サント・アンドレー郡	25
6・2 サンヘルナルド・デ・カンボ郡	25
6・3 サンカエターノ・ド・スール郡	25

7. 企業分布状況	28
7・1 鉄鋼と金属工業関係	28
7・2 機械と器具工業関係	31
7・3 化学工業関係	39
7・4 織物・セルロース及び紙業関係	44
7・5 その他の諸企業関係	51
附、伯国労働者関係法抜粋	
1. ブラジル労働統合法	57
2. ブラジルの最低賃金法	60
3. 年末手当法	62
4. 社会保障法	63

## 1. 工 業 事 情

ブラジルの工業界は世界的にかなりの遅れを取っているというのが日本における常識のように思われている。しかしブラジルの工業界の歴史が浅いということは論をまたないが政府は現在工業の開発に非常に力を入れているため、世界でも最優秀の機械設備と最優秀の技術陣とを持つている企業がブラジルに進出しており、又これからも進出すると予想されている。今日までブラジルでは生産不可能とされていたものでも明日は製品として市場に出るという事実さえある。

自動車産業界に例をとれば、ジェネラルモーター、フォード、ウイリス（以上アメリカ系）フォルクスワーゲン、メルセデスベンツ、デーカーバー（以上ドイツ系）、シムカー、系）ルノー（以上フランス系）、P・N・M、アルファ Romeo、スクーターのランプレッタ（以上イタリア系）、トヨタ（日本系）等々が進出し、年間18万台も作り、その95%は国産によつている。しかも2年後には完全国産が可能とされている。この自動車工業界に例を見てわかるように、ブラジルという国は世界中の一流会社が進出し技術競技場の観を呈している。従つてブラジルは工業的後進国でなくむしろ不均窮開発国というべきである。

因みに1958～61年の間におけるブラジルの工業生産年平均の成長率は凡そ11%を示しており、これには基礎工業の高い成長率があずかつて力があつた。例えば1949年当時設備機械は供給の68%が輸入されていたが、1958年には52%に低下し、さらに1965年には30%に減少するものと予想されている。

## 1.1 製 鉄 業

鋼塊の世界生産量は300百万屯と見積られているが、ブラジルは僅か207万屯を生産するに過ぎず、その50%以上は国立製鉄所の生産によるものである。

1962年度の例によれば、ブラジルの鋼鉄消費量は303万屯に達し、1965年度における推定消費量5百万屯は製鉄所の新設及び既成工場の新設による拡張によつて国産により賄われることが期待されている。

ブラジルの製鉄生産

単位1,000屯

生産品	1959	1960	1961	生産品	1959	1960	1961
銑 鉄	1,560	1,750	1,821	硅 素 鉄	7	7	7
鋼 塊	1,608	1,843	1,995	硅 素 鉄 マンガン鉄	5	5	7
鉄 鋼 材	1,256	1,358	1,535	スピーゲル	—	0.1	0.3
鋳 鉄 鋼	139	156	166	マンガン鉄	15	19	18
クロム鉄	1	2	1	ニッケル鉄	0.3	0.3	0.3

## 1.2 非 鉄 金 属 業

激増しつつある内需を十分に補うことができない状態で、外国への依存度は高く、銅、亜鉛、鉛、アルミニウム等大量に輸入している。

非鉄金属生産

単位トン

生産品	1959年	1960年	1961年	生産品	1959年	1961年	1961年
アルミニウム	28,670	31,342	36,139	砒 素	333	211	58
アルミニウム塊	18,098	18,175	20,029	鉛	4,400	4,011	4,857
アルミニウム板	4,487	6,638	7,170	錫	1,247	1,332	1,549

### 1.3 機械器具業

第二次大戦後、生産が急激に増加した家庭電気器具工業の消費面はその市場も拡がり、技術面の向上により工業生産品のなかでも特別の地位を占めている。

#### 家庭用電気器具生産

品名	1957年	品名	1957年	品名	1957年
冷蔵庫	145,000	掃除器	135,000	テレビ	31,000
ミキサー	255,000	扇風器	25,000	電蓄	66,000
洗濯機	28,000	ラジオ	344,000	クリンナー	21,000

当工業はサンパウロに集中している。

#### 1.3.1 ミシン製造

1936年にミシン工業が開発されたがその後20年を経た1958年には、35万台が生産されるようになり、国内市場を国産品にて充たせるようになった。

現在は50万台を超え国内需要数の残りは輸出されている。

#### 1.3.2 工作機械生産

工作機械の国産化は非常に進歩しつゝあり90%がサンパウロ州に集中している。

1959年の工作機械生産数は154台といわれ、旋盤も製造出来るようになり、「IMOR」「ROMI」製のものは輸出されている。

## 1・4 自動車業

1956年以來ブラジル工業の花形になつた自動車工業において、その重量を基とした国産化の率は逐年上昇し、1962年6月には90%を越え、残りの10%が輸入品によつて賄れる形となつた。

特にこの上昇率が高いのは、中、小型トラックで、これらは93~94.3%に上つている。自動車部品の製造工場数は全国で1,300に達し、100,000種の異つた部品が製造され、充分に内需を賄うまでに至つていることは特筆に価する。

ブラジルの自動車生産台数

種 別	1957年	1959年	1962年
大型トラック 及びバス	3,372	5,031	4,113
中型トラック	15,475	34,625	35,557
軽 運 搬 車	2,562	26,408	54,390
ジ ー プ	9,291	18,178	22,247
乗 用 車	—	12,001	74,887
合 計	30,700	96,243	191,194

ブラジルの自動車生産

重量による国産化指数  
1962年6月30日現在

種 別	指 数
乗 用 車	89.3
中 型 ト ラ ッ ク	93.0
大型トラック及びバス	86.4
ジ ー プ	91.9
軽 運 搬 車	94.3
平 均 指 数	90.9

## 1・5 造船業

1962年度上半期に国内造船所では、合せて94,500吨になるもの9隻、フェリーボート14隻及びランチ等を建造し、更に4隻の巨船を建造中であるが、その中の2隻は10,500吨を越えている。

1965年には、船体の組立に関するかぎりその国産化指数は100%に達するものと推定されており、その他内部機関などは、その重量ならびに価格において約90%の国産化が期待されている。

## 1・9 石油業

1961年に国内で精油された原油10,400万バレルのうち7,000万バレルは輸入によるものであり、石油の国内需要を充すため相当量を輸入している状態にある。

石油製品の輸入は比較的少なく、航空機用ガソリン及びジェット機用燃料などが主となつている。



## 1・7 石 炭 業

ブラジルの石炭生産は南部の3州に限られその生産量は1960年2,330,000吨61年2,390,000吨となっている。

石炭の消費量は増大する一方で国内市場は非常に有望であると言えるが、質がやゝ劣り主として冶金部門及び火力発電に用いられている。

## 2. 電 力 事 情

ブラジル工業用動力総体の50%が電力によつて占められているが、1962年度における電力の生産量は 24,000,000,000KWで設備発電能力も同年度においては、5,783,000KWに達している。

又1963年度の設備発電能力は近く完成する新発電所の活動を加えると 620,000KW 増加することになり、1965年には 7,000,000KWを超える電力を有するようになると期待されている。発電事業は比較的順調であるが、全工業に対して最も必要なものは、電力の供給でこの見地から発電工事が支障なく開発されることが必要であろう。

### 2・1 電 力 供 給 業

サンパウロ州工業地帯のみでも、電力供給会社は19を数え、会社によつて電圧、周波が異なる状況であるので会社別の地域とその周波を紹介する。

#### (1) サンパウロ・ライト(株)

電力供給量	1,388,616 KW
1959年の需要数	5,150,000 人
周波数	60%
地域	サンパウロ市及び市から 150 軒以内の次の地域に配電されている。

バルエリー、カジヤマール、カラガタツバ、コチア、デアデーマ、エンブー、フェーラス・バスコンセエーロス、グアルーリヨス、イタベセリカダセーラ、イタベビー、イタカケセツバ、マウア、モジダスクルーゼス、ピラボラドボンジェズス、ポアーリペロンビーレス、サンターナドバルナイバ、サントアンドレー、サンジョゼードス・カンボス、サンベルナルドデカンボ、サンカエターノドスール、サンパウロ、サンセバスチオン、スザノ、タボンダセーラ、サンロツケ、ソロカバ、アパレツシーダ、ポイトウラ、カサパーバ、ガラレーマ、インダイアツバ、イツー、ジヤカレー、チャベイロ、ジユンジアイ、ピングモニヤンガーバ、ポルトアエリース、サーレスポリス、サルト、サンタブランカ、タウバテ、トレメンペー及びビニエード郡

発電所	水力の別 火力	発電設備 能力	原動機	地 域		周 波
				郡	電 源	
イツバラランガ	水力発電	KW 59,000	4	ソロカバ	ソロカバ河	60
ポルトゴイス	"	11,000	2	サル ト	チエテ河	60
ラスゴン	"	22,000	2	サンターナド バルナイーバ	"	60
エドガルド デソーザ	増 幅	—	—	"	"	—
キロンボ	水力発電	1,180	3	ジユンジアイ	ジユンジアイ河	60
モンテセラト	"	176	1	"	"	60
ピラチニンガ	"	470,000	—	サンバウロ	—	60
クバトン	"	455,000	9	クバトン	ペードラス河	60
クバトンスブ テル	"	375,000	5	"	"	60
サーレスボリス	"	2,240	2	サーレスボリス	チエテ河	60
イザベル	"	2,940	2	ビンダモニヤ ンガーバ	サカトラボ河	60

(2) バウリスタ電力(株)

電力供給量 74,860 KW

周 波 60%

地 域 次の地域に配電されている。

コスタピント、サンタバルバラドオエステ、ピラシカーバ、サンタエレナ、リオ・ダ  
スベドラス、モンテモール、カピバリー、インダイアツバ、エリアスファウスト、サル  
トリメイラ、アメリカーナ、コスモーボリス、イタピラ、ピニヤール、アグアスデリン  
ドイア、ソーコロ、セーラネグラ、モンテアレグレドスール、トレースポンテス、アンパ  
ロエントレモンテス、ジャグアリー、ソーザス、カンピーナス、バリニヨス、サル  
トランド、バレイロス及びイタチーバの各部

発電所	水力の別 火力	発電設備力 KW	原動機	地域		周波
				郡	電源	
ビニヤール	水力発電	532	1	ビニヤール	モジグアスー河	60
サルト	"	600	2	"	"	"
ピラシカーバ	"	1,080	2	ピラシカーバ	ピラシカーバ河	"
アメリカーナ	"	30,000	3	アメリカーナ	アチバイア河	"
ジャグアリー	"	12,648	3	イタチーバ	ジャグアリー河	"
カリオバ	"	30,000	1	サンジョゼード リオバルド	バンデ이라河	"

(3) リオクラロ中央電力(株)

この電力会社は、サンパウロから半径 150 料以内の地域へ配電している。

(4) モジミリン電力(株)

電力供給量 1,000 KW

1959年の需要者数 38,483人

周波 50%

地域 次の地域に配電されている。

モジミリン、アルスールノゲイラ及びサントアントニオダボーゼの各郡

(5) ジャグアリー水力発電(株)

電力供給量 3,084 KW

1959年の需要者数 13,722人

周波 50%

地域 ジャグアリーウーナ及びベドレイラ郡に配電している。

(6) パウリスト電力(株)

電力供給量 415 KW

1959年の需要者数 72,667人

周波 50%

発電所	水力の別 火力	発電設備 能力	原動機	地域		周波
				地 郡	電 源	
ソーコロ	水力発電	259	2	ソーコロ	ペーシエ河	50
ソーコロ	火力発電	156	—	ソーコロ	—	〃

(7) ブラガンチーナ電力(株)

電力供給量 3,120 KW  
 1959年の需要者数 66,037人  
 周波 60% ~ 50%  
 地域 ブラガンサパウリスタ及びマイリボランの郡に配電  
 している。

発電所	水力の別 火力	発電設備 能力	原動機	地域		周波
				地 郡	電 源	
ガラシアーバ フローレス	水力発電 〃	720 2,400	1 2	ブラガンサ パウリスタ 〃	ジャグアリー河 〃	60 50

(8) アチバイア電配(株)

需要者数 22,944人  
 周波 50%  
 備考 ブラガンチーナ電力(株)によりアチバイア郡内へ配  
 電されている。

(9) ビラカイヤ電力(株)

供給電力 504 KW  
 周波 50%  
 地域 ビラカイヤ  
 電源 カシヨエイラ河による水力発電

(10) スールミネイラ電力(株)

供給電力 220 KW  
周波 60 %  
1959年の需要者数 27,532人

地域 サンベント・デ・サブカイ郡とカンボスジョルドン郡に配電されており、会社はミナス州に設置されている。

(11) タウバテ工業(株)

供給電力 5,088 KW  
周波 50 %

地域 ウバツーバ、サンルイス・ド・パライチンガ及びレデンサンダセーラに配電している。

備考 パライチンガ河の水力発電による。

(12) シチイオブサントス(株)

配電のみ

(13) エンジェネイロロヨリーヤ(株)

供給電力 10,000 KW  
周波 60 %

地域 ジュキア、ミラカットー、ペードロ・デ・トレード、イタリリー郡に配電している。

備考 火力発電である

(14) ビエゲーデ電気(株)

供給電力 560 KW  
1959年の需要者数 18,585人  
周波 60 %

地域 ビエゲーデ郡に配電している。

備考 ビラボラ河の水力発電による。

(10) エスタンバリアナショナル (株)

供給電力 3,702 KW  
 1959年の需要者数 7,951人  
 周波 60 %  
 地域 ビラールドスール郡に配電している

発電所	水力の別 火力	発電設備 能力	原動機	地域		周波
				郡	電源	
ケル	水力発電	40	1	ビラールド ・スール	ツルビンニヨ河	60
ジオルダーフ ロール	"	1,312	1	"	ツルボ河	"
パチスタ	"	2,350	2	"	"	"

(10) スールパウリスタ電力 (株)

供給電力 1,560 KW  
 周波 60 %  
 地域 イタベチニンガ及びサンミゲルアルカンジョ郡に配電  
 している。

発電所	水力の別 火力	発電設備 能力	原動機	地域		周波
				郡	電源	
ツルビンニヨイ ンフェリオール	水力発電	640	2	サンミゲルア ルカンジョ	ツルビンニヨイ ンフェリオール	60
ツルビンニヨス ベリオール	"	600	1	"	ツルビンニヨス ベリオール河	"
ラブリニヤス	"	320	1	"	ラブリニヤ ス河	"

(17) タツイ電力(株)

供給電力

1,382 KW

1959年の需要者数

51,152人

周波

50%

地域

コンシヤス、タツイ、ベレイラス及びボランガーバ郡に配電している。

備考

ソロカバ河の水力発電による。

(18) チエテ電力(株)

供給電力

2,240 KW

1959年の需要者数

60%

地域

ラランジャル、パウリスタ及びセルキーニヨ郡に配電している。

備考

ソロカバ河の水力発電による。

(19) サンベードロ(株)

供給電力

1,868 KW

周波

60%

地域

イツー郡及びサンベードロ紡績会社に配電している。



## 2・2 電 気 料 金

サンパウロ、及び近郊工業地帯の大部分は、サンパウロ・ライト(株)により配電されているが、電気料金も同会社が採用している基準を他の会社にては大体踏襲している状況である。

1961年2月値

### (1) 一 般 基 準

A 一般家庭用電気料金		KWhにつき
一 種	100 KWh	Cr\$ 1.25
二 種	100 KWh	Cr\$ 1.15
超 過		Cr\$ 1.00
月極最低	20 KWh	
B 商工業用ネオン電気料金		
一 種	400 KWh	Cr\$ 1.40
二 種	800 KWh	Cr\$ 1.20
超 過		Cr\$ 1.00
月極最低	40 KWh	
C 商工業電気料金		
一 種	600 KWh	Cr\$ 1.25
二 種	900 KWh	Cr\$ 1.10
超 過		Cr\$ 0.90
月極最低	100 KWh	

### (2) 特 別 基 準

		KWh月極
A 一 種	200 KWh	Cr\$ 90
二 種	800 KWh	Cr\$ 70
超 過		Cr\$ 50
B 一 種	2,000 KWh	Cr\$ 0.50
二 種	8,000 KWh	Cr\$ 0.40
超 過		Cr\$ 0.20

### 3. 求 人 事 情

ブラジルが工業国として発展していくためには更に多くの技術者、技能者が必要であり、要望もされてきているが、！体的に求人し、雇用するのは個々の私企業であるため、数値職種、時期等は景気の変動、決算期、国の産業助成等より、労働市場は、時期によつて堅調となり、緩漫ともなつている。

1963年3月に、自動車工業界と繊維業界に対して政府は物価騰貴抑制面より90日間の値上げ延期を要求して以来、一時的に求人率に低下をきたし、自動車部品の製造会社等では採短を行なつたところもできていた。

1963年12月の「経済時局」誌によれば求人市場の恢復は、販売、生産及技術方面等あらゆる種類の広告においてみられるようになつたとしている。

求人増加指数			
一般	指数	生産	技術
1921年	100	100	100
1955年	152	146	168
1957年	167	163	318
1959年	223	248	581
1961年	342	480	813
1963年(9月迄)	423	431	758

### 3・1 需要の多い職種

需要の多い職種は次表のとおりであるが、海外から受入れても充足しようとするものについては、技能度も熟練工以上となっており単なる労働者は見限られつゝある。

(1961年)

職 種 名	国際職種分類No.	職 種 名	国際職種分類No.
旋 盤 工	7 ~ 51 ~ 15	写 図 工	7 ~ 54 ~ 20
フ ラ イ ス 盤 工	7 ~ 51 ~ 20	工 事 配 管 工	7 ~ 55 ~ 40
ブ レ ー ナ 工	7 ~ 51 ~ 35	製 布 工	7 ~ 57 ~ 40
研 削 盤 工	7 ~ 51 ~ 45	サ ッ シ 工	7 ~ 57 ~ 10
水 一 ル 盤 工	7 ~ 50 ~ 70	機 械 器 具 研 磨 工	7 ~ 59 ~ 10
機 械 仕 上 工	7 ~ 50 ~ 10	木 型 工	7 ~ 59 ~ 40
金 型 工	7 ~ 50 ~ 15	機 械 製 図 工	0 ~ X1 ~ 35
鋳 型 工	7 ~ 50 ~ 20	機 械 金 画 製 図 工	0 ~ X1 ~ 35
鋳物原型製作工	7 ~ 50 ~ 25	機 械 工 業 鑑 定 技 手	0 ~ X9 ~ 21
製鉄所の写図工	7 ~ 50 ~ 30	製 品 検 査 工	0 ~ X1 ~ 35
仕 上 工	7 ~ 52 ~ 10	電 気 熔 接 工	7 ~ 56 ~ 26
機 械 工 具 組 立 工	7 ~ 52 ~ 15	電 気 瓦 斯 熔 接 工	7 ~ 56 ~ 10
金 型 工 具 製 図 工	7 ~ 53 ~ 10	強 弱 電 気 技 手	7 ~ 56 ~ 40
板 金 工	7 ~ 54 ~ 10	電 気 技 手	7 ~ 61 ~ 10
麥 庄 器 技 手	7 ~ 62 ~ 20	電 気 熟 練 工	7 ~ 62 ~ 10
電 気 組 立 工	7 ~ 62 ~ 30	修得語学により需要のあるもの	
電 気 製 図 工	0 ~ X1 ~ 30	電 気 技 師	0 ~ 02 ~ 24
テ レ ビ 技 手	7 ~ 63 ~ 10	電 気 組 立 検 査 工	7 ~ 62 ~ 70
冷 蔵 庫 技 手	7 ~ 94 ~ 60	巻 線 工	8 ~ 59 ~ 86
電 気 製 品 検 査 工	0 ~ X9 ~ 23	内 燃 機 関 工	7 ~ 53 ~ 50
建 具 師	7 ~ 72 ~ 10	機 械 技 師	0 ~ 02 ~ 38
熱 処 理 工	7 ~ 32 ~ 00	工 業 化 学 技 師	0 ~ 02 ~ 60
亜 鉛 鍍 金 工	7 ~ 58 ~ 10	ゴ ム 製 品 技 師	8 ~ 52
		金 銀 細 工 工	7 ~ 59 ~ 30

### 3・2 日本への求人状況

1961年7月以降1963年5月迄に、現地企業より求人者の申請を受理したものは次表のとおりである。既に充足したもの、又はあつせんを打切つたものも含まれている。

職 種	求 人 数				職 種	求 人 数			
	年令	学 歴	経 験	年令		学 歴	経 験		
電 気 技 師	4	30~40	大 卒	3~5	機 械・組立工	23	20~35	小~中卒	3~5
機 械 技 師	5	20~40	大 卒	3~5	建 築 製 図 工	3	25以上	中 卒	5
建 築 技 師	2	28以上	大 卒	5	機 械 製 図 工	3	20以上	小 卒	1~2
紡 織 技 手	2	30以上	中 卒	10	ケ ガ キ 工	2	22以上	工高卒	2
計器技術部長	1	"	大 卒	10	品 質 検 査 工	4	18~35	中 卒	5
鋳物職工長	1	30~40	中 卒	10	ラ ジ オ 技 術 工	2	20以上	中 卒	3
金 型 技 師	2	28以上	大 卒	5	時 計 工	4	20以上	小 卒	1~2
製 陶 技 手	1	20以上	中 卒	3	鍛 造 工	1	20~30	中 卒	4
化 学 技 師	1	28以上	大 卒	—	鋳 造 型 込 工	2	20~30	中 卒	5
技 能 者					調 質 工	1	20~30	中 卒	4
企 画 製 図 工	21	20~40	中 卒	1~5	板 金 工	1	20~30	中 卒	4
設 計 製 図 工	5	25~35	中~大卒	1~5	ブ レ ー ナ 工	3	20~30	中 卒	3~5
現 図 工	5	23~	—	3	ブ レ ス 工	6	20~30	中 卒	3
写 図 工	10	25以上	中 卒	5	シ ェ ー パ 工	1	20~30	中 卒	4
マ ー キ ン グ 工	10	23以上	小 卒	5	フ ラ イ ス 盤 工	15	20~35	中~ 工高卒	3~10
金 型 工	61	20~40	中~ 工高卒	3~6	タ ー レ ッ ト 工	2	20~30	中 卒	3
木 型 工	5	20以上	中 卒	5	ラ ジ ア ル・ ボ ー ル 盤 工	5	20~30	中~ 工高卒	3~5
旋 盤 工	36	18~30	小~ 工高卒	1~5	研 磨・下 磨 工	8	20~30	中 卒	3
自 動 旋 盤 工	4	20~35	中 卒	5~6	製 倍 工	15	23以上	中~ 工高卒	3~5
仕 上 工	24	18~40	中~ 工高卒	4~8	サ ッ シ 工	12	22以上	小~ 工高卒	2~5
機 械・修 理 工	7	20~35	中 卒	4~6	鋳 物 工	2	20以上	中 卒	3
精 密・機 械 工	47	20~30	小~中卒	1~3					

### 3・3 入国永住査証取得可能職種

在日伯國公館よりの情報によれば、1964年3月以降伯國へ移住を希望する技術（能）者は、次表の職種経験者であれば、永住査証の下付申請が可能であり、これらの職種が伯國において最も需要が多いものである。

職 種	国際職業分類	職 種	国際職業分類	職 種	国際職業分類
手 仕 上 工	7~50~10	機 械 組 立 工	7~52~10	木 工	7~72~10
治 工 具 仕 上 工	7~50~15	機 械 組 立 工 (治 工 具 が 主 体)	7~52~15	木 型 工	7~79~50
金 型 仕 上 工	7~50~20	機 械 修 理 工	7~53~10	電 機 製 図 工	0~X1~30
金 型 工 (鈔 物 用)	7~50~25	板 金 工	7~54~10	機 械 製 図 工	0~X1~35
旋 盤 工	7~50~40	配 管 工 (工 場)	7~55~40	機 械 設 計 製 図 工	0~X1~75
フ ラ イ ス 盤 工	7~ <del>50</del> <sup>50</sup> ~50	鉄 工	7~57~20	金 型 設 計 製 図 工	0~X1~75
形 削 盤 工	7~50~65	製 缶 工	7~57~40	機 械 技 術 者	0~04~12
ボ ー ル 盤 工	7~50~70	電 気 設 備 工	7~61~10	電 気 技 術 者	0~04~16
研 削 盤 工	7~50~75	電 気 修 理 工 (弱 電・強 電)	7~61~40		

#### 条 件 付 職 種

職 種	国際職業分類	職 種	国際職業分類	職 種	国際職業分類
電 気 技 師	0~02~24	工 場 板 金 工	7~54~15	冷 凍 機 組 立 工	7~62~60
電 子 技 師	0~02~26	溶 接 工	7~56~10	テ レ ビ 修 理 工	7~63~10
機 械 技 師	0~02~38	電 孤 溶 接 工	7~56~25	製 品 検 査 工	0~X9~51
内 燃 機 関 修 理 工	7~53~50	電 機 装 工 (自 動 車)	7~61~31		
デ ィ ー ゼ ル 機 関 修 理 工	7~53~51	配 電 盤 工	7~62~30		

#### 4. 工業従業員

1958年における労働者数は2310万人を数えているが、1940～58年間に於ける全労働者に対する農業及びその他の産業労働者の比率は次表のとおりである。

単位100万人

	1940年		1950年		1958年	
	労働者数	%	労働者数	%	労働者数	%
第1次産業	12.1	71	13.0	64	13.8	60
第2次産業	1.5	9	2.6	13	3.8	17
第3次産業	3.4	20	4.6	23	5.5	23
計	17.0	100	20.2	100	23.1	100

サンパウロ州内労働者推定数は400万と言われ、その中農業労働者は8%、商業運輸銀行などに従事する労働者8%、残り84%が工業従業員となっている。プラント類や機械の近代化、並びに訓練された労働力の不足更に製造工場における進歩した管理方法の採用が遅れている点も加えると経済的には入口過剰国の分類に入るブラジルは、工業化政策の促進に伴ない更に多くの専門工、熟練技能工が要求されてきている。このため、特にサンパウロ州では技能者養成のSENAIの施設拡充と増強に力を注ぎ、又州内主要工場350余に技能者講習の委託を実施する等努力している。

工業従業員の中でも生産現場の中軸となつて鶴らく熟練技能者の多寡は経済成長性に大きな影響を与えるが、1965年までには少なくとも400万名が必要とみられている。

1962年6月統計

1963年8月11日号(ラテンアメリカ時報より)

	技師	専門技能工	熟練技能工	半熟練工	筋肉労働者	その他	計
従業員数	3,892	3,713	205,490	566,821	156,136	132,299	1,068,351
比率	0.36	0.35	19.23	53.06	14.69	12.38	100%

## 5. 労働事情

### 5・1 伯国労働法

ブラジル労働統合法は、日部からなっており技術移住者に特に関係あるものは労働保護に関する総則の職業登録、労働時間、最低賃金休暇、労働衛生及び安全、特別基準の労働の国民化、個別的労働契約の永久的在任権及び組合組織の各規程である。これらは世界の学者から現在は勿論次の時代の労働法のモデルと賞讃されている程完備している。

この労働法は労働者が斗争によつて克ち得たものと異り政治的に作成されたものであるため、労働者自身その法に定められた自己の権利の全部を知らない場合が多い。(詳細については後記の抜粋を参照)

### 5・2 労働慣習

日本の労働慣習と伯国労働慣習で極端に異なるところは

- (1) 伯国は職能制(能力給)を実施しているため、技術を買うという観念が強く、技術の有無が採用時の最大要件となり、採用前の給料、年令、扶養家族の有無等は考慮されない。
- (2) 試用期間制度が厳然として存在しており、入社時或は試用期間内に技能テストを行なう所があり、この場合技能が会社側の希望にそわない場合には減額或は配置転換、極端な場合には不採用の決定をうけることがある。従つて日本のように契約時(日本流には入社時)の初任給という考え方は通用しない。
- (3) 技術さえよければ雇用条件が有利となるため、有利な条件を求めて転職するケースが多く、この点履歴をよごすことは日本のように不利な条件と考えられていない(但し技術移住者の場合短期間に簡単に職場をかえることは日本技術者全体の信用を落すことになるので、少なくとも契約期間中はその会社で真しめに働く方が本人のためでもある)。
- (4) 昇給が職場の長の認定如何で決定される所もあり、また自己の給料が客観点にみて低い場合は個人的に正当な昇給を要求することができる等である。(従つて給料、労働条件、仕事の上の質問などされた場合は絶対に遠慮してはいけない。)
- (5) 職業手帳を所持しなければ、如何なる職業にも就労できない。職業手帳には、就職(再就職の場合も含む)の都度、雇用条件、雇用者と使用者の義務が明記される。
- (6) 同一会社に10年間勤務した者は法律の定めるところによつて、恒久従業員という資格を取得し、重大過失や不可抗力による事情発生以外は解職されないことになつている。

恒久従業員の資格取得を避けるため、その前に解雇するには2倍の賠償金を支払うことを規定している。この場合、慣例的には8年以上であれば倍額の賠償を得ることになる。

### 5・3 雇 用 制 限

ブラジルに入国した永住査証及びある型の一時的査証をもつた外国人はブラジルにおいて就労することができるが、若干の活動はブラジル国民に確保されている。国の船舶の指揮官および乗組員の劣及び国家の航空機のいかなる職務もブラジル生れのブラジル国民又は国民の子供でなければならない。

例外的にブラジル政府の特別許可の下に外国人もそれらの職務を遂行することができる。

公共事業、又は商業活動に従事する個人企業又は共同企業は3人又はそれ以上の労働者よりなる場合又はブラジル人に確保されることになっている。

但し、地域の産物の加工、転換を業とする地方産業ならびに農業地域産業および鉱業を除く天産物産業的性質の産業活動は劣の割合の要求をうけない。

新聞記者はブラジル国籍をもつことを規定している。外国人は商業仲買人になり得ない。特に船舶仲買人にはブラジル国民のみがなれることとなつてゐる。

### 5・4 職階と資格取得方法

一般にオペラリオ（職工）テクニコ（専門工）エンジェニエイロ（技師）の三段階に別けられている。

テクニコとは、ブラジルの工業高校を出たもの、又はそれと同等の資格をもつもので日本で工科系の大学又は高校を卒業したものは資格を取得することが可能である。

エンジェニエイロは、ブラジルの大学（工科）を卒業したものの又はそれと同等の資格をもつものに与へられる称号である。

日本の工科大学卒業生は直ちに技師の資格を取得できるものでなく、資格をとるためには国の検定試験を受ける必要がある。

#### (1) 技師の資格取得方法

- A 原則として大学卒でなければ資格がとれないが、日本の大学卒で検定試験に合格すれば伯国の大学2年（4年制）へ入学できる。また高校卒業資格取得後大学で一定課目（ポ語・地歴）の試験を受け合格後工業建築審議会に登録し、技師の資格を取得する。しかし言葉の問題があり非常に努力を要する。



## B 例外的方法として

### (イ) 契約技術者

3カ年を限度として外国上級学校を卒業したエンジェニエイロに対して、工業建築地方審議会が書類審査によって登録及び営業許可を与える。またこの期間の更新も許可する立前になっている。しかしこの場合、資格ある技術者と共に仕事することが条件となっており、ブラジル大学卒の資格あるエンジェニエイロと全く同等の職権（文書に署名し、責任者となる）が得られるわけではない。

### (ロ) 帰化後の資格技術者

帰化外国人で工業建築審議会の認める学校を卒業し、しかもブラジルの大学と同様過程を通過したものであれば書類審査によってブラジル大学卒と同職権を与える営業許可証が付与される。

## (2) テクニコの資格取得方法

### A セツリオ・バルガス工業学校を通じて資格をとる方法

(イ) 日本の工業学校、工業高校卒業生はその卒業証書を公証はん訳して提出すればテクニコとして認められる。

(ロ) 日本で普通学校を卒業しその後工場で働いた者が渡航後、技術者として就職する場合はセツリオ・バルガス工業高校を通じて資格審査が受けられる。

(ハ) 資格審査申請は先ず州職業教育課宛提出しこの許可を得たのち右工業学校の審査を受けることになる。

なお、セツリオ・バルガス工業学校は州立でサンパウロ市ピラチニンガ街にあり教授300名を擁する学校で、初等工業補習科（機械、電気、印刷製本、塗装、鋳造、通信機械）中等工業教育科（電気技工、機械モーター、建築等で修業年限4年）夜間高等工業教育科（修業年限学校3年、工場1年）がある。

### B 工業補習学校で資格をとる方法

前記バルガス校のほか工業連盟経営のセナイ校においても卒業証書を持たない人のために資格審査の弁法を実施、伯語を知らなくても実技さえ確かなら証明書を得ることが可能である。

## 5・5 労働組合

伯国労働組合は、すべての使用者使用人もしくは同一の活動もしくは職業、又は類似もしくは連合の活動に従事する労働者の経済的もしくは職業的利益の研究保護及び調整をする目的の団体である。したがって伯国の労働運動を日本の尺度でもつて考えることは大きな誤りである。企業組合（シンジケート）なるものはあるが、職員組合的性格を有し、決して労使間の斗争手段としてのものでない。

むしろ最近は労使組合が一般化されつつある。最近インフレーションが急激に進行しているため毎年賃上げ斗争手段としてのストが発生しているが、純然たる経済的性格のもので政治的色彩を帯びるものでない。

## 5・6 技術移住者の就労実態

昭和36年9月より現在までに100余名の技術(能)者を送出しているが、38年8月に現地サンパウロ支部が調査した技術移住者の就労実態は次とおりである。

なお、アンケートの回収は47件である。

### (i) 就 労 状 況

#### (a) 就業時間

- a. 始業時間 午前7時 ～7時30分が90%
- b. 終業時間 午後5時30分～6時20分が95%
- c. 実働時間 1日9時間30分が90%

注 週5日制で土曜日が休日となっている場合は1日実働時間が9時間30分であるのが大部分となっている。

#### (a) 週5日制で土曜日休日のものは

- a. 全従業員休み 66% 28名
- b. 一部出勤 23% 10名
- c. 全従業員出勤 11% 5名

#### (a) 作業の疲労度は

- a. 疲れない 16% 8名
- b. 普通 77% 36名
- c. 疲れる 7% 3名

(2) 技能関係

(i) 移住者の専門とする職種の技能水準につき、ブラジルの方が日本の工場より

a. 劣っている	53%	23名
b. まさっている	5%	2名
c. ほぼ同じ	42%	18名

(ii) 作業に必要な治工具類は、(機械工作関係者のみへの質問)

a. 十分揃っている	5%	1名
b. 普通	34%	9名
c. 全然不足	61%	16名

(3) 賃金関係

(i) 試用期間中に昇給したか

a. 昇給した	26%	12名
b. 昇給しない	63%	30名
c. 無答	11%	5名

(ii) 最初の昇給は何カ月目か

a. 3カ月以内	40%	19名
b. 6カ月以内	19%	9名
c. 9カ月以内	15%	7名
c. 無答	26%	12名

(iii) 時間給か月給か(現時点)

a. 時間給	52%	25名
b. 月給	42%	18名

(iv) 現在の給与(1時間当り・月給者も時間給に換算する)

a. Cr\$ 159以下	6%	3名
b. // 160~199	32%	15名
c. // 200~299	25%	12名
d. // 300~399	19%	9名
e. // 600~599	9%	4名
f. 無答	9%	4名

注 時間給の最低は125Cr\$1名、最高は666Cr\$である。

(4) 生活

(i) 通勤方法は

a. 徒歩	27%	12名
b. バス	70%	31名
c. 自転車	3%	1名

(a) 片道通勤時間は		
a. 15分以内	51%	22名
b. 30分以内	35%	15名
c. 60分以内	12%	5名
d. 90分以内	2%	1名
(イ) 現在の住居は		
a. 独立家屋	40%	18名
b. 下宿	29%	13名
c. 社宅	31%	14名
b. アパート	0	0
(ロ) 家賃		
a. 1カ月 1,800Cr\$以下	33%	14名
b. " 6,000 "	17%	7名
c. " 11,000 "	19%	8名
d. " 15,000 "	12%	5名
e. " 25,000 "	17%	7名
f. " 26,000 "	2%	1名
(ハ) 1カ月の生活費		
a. 1カ月 14,000Cr\$以下	16%	7名
b. " 15,000~24,000Cr\$以下	25%	11名
c. " 25,000~34,000 "	29%	13名
d. " 35,000~44,000 "	14%	6名
e. " 45,000 Cr\$以上	16%	7名

注 単身者 36名  
 同伴 1名 2世帯  
 同伴 2名 1世帯  
 同伴 3名 1世帯  
 同伴 4名 3世帯  
 同伴 6名 2世帯

## 6. 地 域 事 情

1962年度の統計によれば、7千万余の人口の内、工業従業員数は280余万名であり、その107万名がサンパウロ州内5万9千余の工場に就労している。

特にサンパウロ州内では、サンパウロ市、隣接のサントアンドレー郡、サンベルナルド・デ・カンポ郡及びサンカエターノ・ド・スール郡に集中しているが、サンパウロ市より、リオデジャネイロに通ずるツツトラ街道及びサントスに通ずるアンシエツタ街道沿いには近代設備を誇る会社が軒を並べており、工業先進国に仲間入りしつつある。

### 6・1 サント・アンドレー郡

郡の面積は182平方キロで現在の人口は28万と推定され市街地居住の23万余は工業従業員又はその家族とみられている。

工場数は750社を数え、これらは化学燃料関係、機械運輸資材関係、冶金関係、ゴム関係繊維関係、食料（製粉・缶詰）関係及び非鉄金属関係の工場であつて、従業員は47,000人に及んでいる。

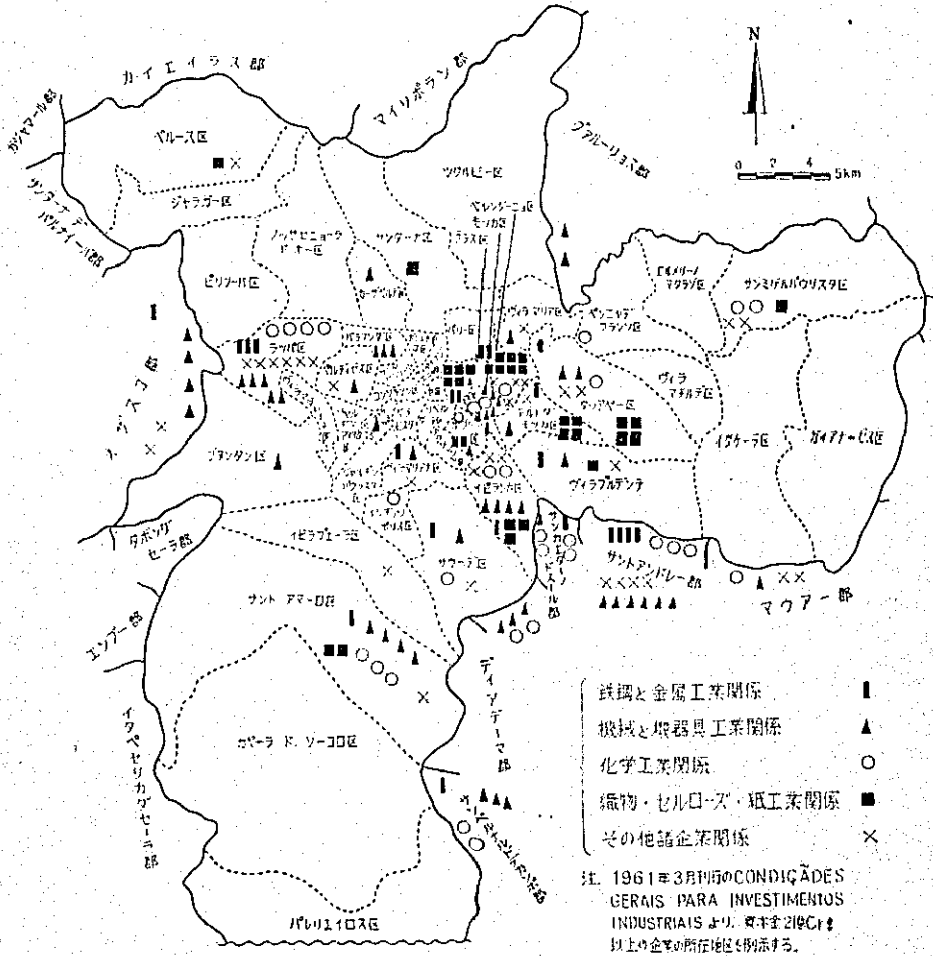
### 6・2 サンベルナルド・デ・カンポ郡

郡の面積420平方キロで、現在の人口は11万と推定され、市街地居住は6万余である。自動車工業のメツカと称されているが家具工業も全国一の地帯で、自動車工場はメルセデス・ベンツウイリス、アオルクスワーゲン、シムカ、スカニア・パービス、トヨタ等その他各種のモーター工場もあり、工場数は370を数え、工業従業員は4万に達している。

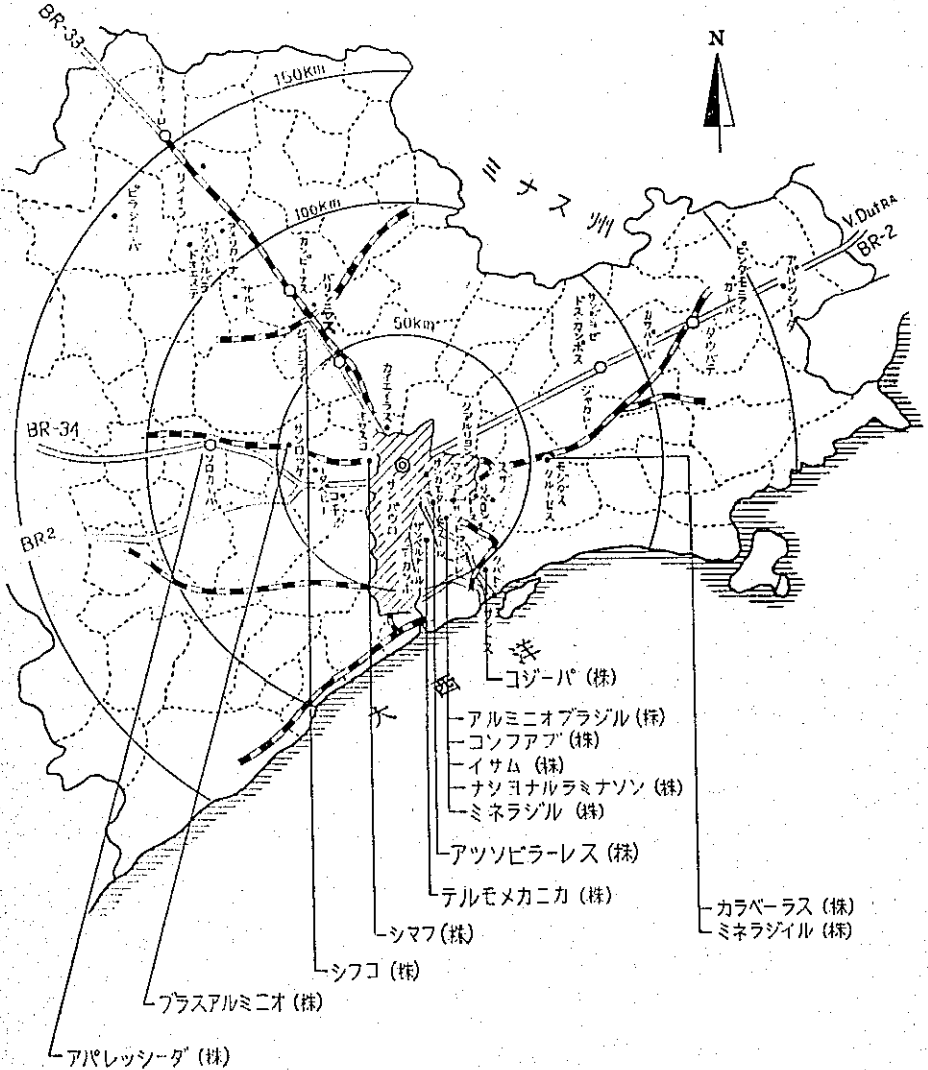
### 6・3 サンカエターノ・ド・スール郡

面積は14平方キロであるが13万の人口を擁しており、ゼネラルモーター系、マトラソ系その他大会社が設立されており、工場数は412従業員は27,200を数えている。

# 7. 企業 分 布 状 況



# 7・1 鉄鋼と金属工業関係



## 7. 企業分布状況

サンパウロ州内には、58,395の会社・工場がありこのうち市内に29,804が集中し、従業員も592,844人が市内の工場、残りの475,507人が州内各地に分散している。

三大産業別の平均雇用人数は、建設 11.02 人紡績30.36人機械冶金電気機械の20.75人であるため中小企業が多いとみられるが、1961年3月に刊行された企業統計より、資本金2億クルゼイロス以上の鉄鋼と金属工業関係24社。機械と機器工業関係71社、化学関係33社、織物セルロイド及びバルブ関係57社、その他諸企業56社を紹介する。

### 7・1 鉄鋼と金属工業関係

鉄鋼 鋳鋼 非鉄金属 合金 冶金業 鋳鉄  
鋳型等の企業

#### (i) サンパウロ市内

- |        |                                                  |
|--------|--------------------------------------------------|
| (a) 社名 | アトラス金属(株) (METAL ATLAS)                          |
| 住所     | サンパウロ市ラツパ区リスカリヤウ街50,14階                          |
| 製品     | ネチ 鋳鉄部品 歯車                                       |
| (b) 社名 | アリベルティ製鋼(株) (ALIPERTI)                           |
| 住所     | サンパウロ市サウーデ区 ドミンゴスバイーパ街696                        |
| 製品     | インゴット 薄板 洗鉄塊                                     |
| (c) 社名 | カラベラス鋳型(株) (CARAVELLAS)                          |
| 住所     | サンパウロ市ヴィラマリアアナ区カラベラス街138 (モジ・ダス・クルゼス<br>郡にも工場有り) |
| 製品     | アルミニウムの薄板 玩具 軽量機械                                |
| (d) 社名 | カンコ金属(株) (METEL CANCO)                           |
| 住所     | サンパウロ市サンタアマーロ区ボロレー街97                            |
| 製品     | 缶 金製容器                                           |
| (e) 社名 | コジェラル(株) (COGERAL)                               |
| 住所     | サンパウロ市ヴィラブルデンテ、イビチイラーマ街1800                      |
| 製品     | 薄板 帯鋼                                            |
| (f) 社名 | ソフンジェ鋳造(株) (SOFUNGE)                             |
| 住所     | サンパウロ市ラツパ区パウリスタ大通り2073                           |
| 製品     | 鉄道材料車輪 工業用鋳鉄部品                                   |



- (1) 社名 ソーザノツシエーゼ(株) (SOUZA NOCHESE)  
住所 サンパウロ市プラス区チユーリオロハイロ街243  
製品 特殊製インゴット 洗面器・浴場容器
- (6) 社名 パウリスタ製鉄所(株) (METAL PAULISTA)  
住所 ベレンジーニョ区サブカイア街425  
製品 鑄鉄 鑄塊 製粉機
- (9) 社名 プラダ金属(株) (METAL PRADA)  
住所 ベレンジーニョ区エルバル街339  
製品 製缶 製版
- (2) 社名 ブラジル鑄造(株) (FUNDICAO BRASIL)  
住所 アルトドモツカ区サラプイ街164  
製品 鑄鉄部品 レンチ 浴場容器 水洗器 桶等
- (4) 社名 マグソ金属(株) (METAL MATARAZZO)  
住所 プラス区カエター、ピント街575  
製品 包装容器 缶 玩具 家庭用計器
- (7) 社名 ミネラシル鑄造(株) (MINERASIL)  
住所 ラツバ区セナドールケイロス街667  
製品 容器 メツキ 鉄管 電気鍍金の針金 工業用部品  
(サントアンドレ郡モジダスクルーゼス郡にも工場有り)
- (2) サントアンドレ郡
- (1) 社名 ブラジルアルミニウム(株) (ALUMINIO BRASIL)  
住所 サンパウロ市サンヂヨン大通り473,22階  
製品 アルミニウム板 家庭用アルミニウム什器
- (2) 社名 コンファブ(株) (CONFAB)  
住所 サンパウロ市クレーリア街93  
製品 タンク容器 自動車用部品
- (3) 社名 南アメリカ金属工業(株) (ISAM)  
住所 アラメーダサントス2152,1階  
製品 アルミニウム 銅鋳 アルパカ 針金
- (2) 社名 ナショナル薄板(株) (NAMINACAO NACIONAL)  
住所 アントニオゴドイ街88,10階  
製品 板 車輪 管

- (3) サンカエターノ・ド・スール郡  
 社名 ヴィラーレス製鋼所(株) (ACOS VILLARES)  
 住所 サンパウロ市ベスカドーレス街75  
 製品 特殊鋼
- (4) サンベルナルド・デ・カンポ郡  
 社名 サンパウロテルモメカニカ(株) (TERMOMEC & PAULO)  
 住所 サンパウロ市ピラチニンガ街875  
 製品 角棒 筒金 真鍮 燃焼施設
- (5) クバトン郡  
 社名 バウリスタコチツパ製鉄所(株) (COSIPA)  
 住所 サンパウロ市サンジヨン大通り473,3階  
 製品 1級製品 2.2mm板 1.5mm鉄板 針金 木釘
- (6) オザスコ郡  
 社名 シマフ商工(株) (CIMAF)  
 住所 電話35-8131  
 製品 鉄管 ネチ
- (7) ジュンジアイ郡  
 社名 ブラジルシフコ(株) (SIFCO)  
 住所 サンパウロ市セナードールパウロエチーチオ街72,15階  
 製品 自動車工業用部品 農業機械用鉄板
- (8) サンロツケ郡  
 社名 ブラサルミニニューム(株) (BRAS ALUMINIO)  
 住所 サンパウロ市リスカリヤチヨルチ50  
 製品 アルミニニューム製品
- (9) ソロカバ郡  
 社名 ノツサセニヨーラアパレシーグ金属工業(株) (N. S. APARECIDA)  
 住所 サンパウロ市キンゼデノブエンプロ街244,9階  
 製品 建設機械 自動車部品 パネ



## 7・2 機械と器具工業関係

電気、機械と電気器具、手術器具、鉄道機械材料、自動車、自動車  
の部品、トラクター、農業機械工具、家庭用機器具、事務所用  
器具及びその他の企業

### (1) サンパウロ市内

#### アルトダモツカ区

- (イ) 社名 ベンデイクス(株) (BENDIX)  
住所 アラメイダサントス街2152,1階  
製品 洗濯機器

#### バラフンダ区

- (ロ) 社名 バルデラ重工(株) (BARDELLA)  
住所 サンパウロ市ルツチ大通り500  
製品 走行起重機 水力発電装置 製紙バルブ製造用機械
- (ハ) 社名 テレフンケン(株) (TELEFUNKEN)  
住所 サンパウロ市ラブラチオ街68  
製品 テレビ・ラジオの部品 引伸機 マイクロ 交換機 通信機附属品
- (ニ) 社名 ウエステイングプラス(株) (WESTINGBRAS)  
住所 ロツプスオリベイラ街112  
製品 ウエステイグハウス印洗濯機

#### プラス区

- (ホ) 社名 ナショナル金銭登録器(株) (NATIONAL)  
住所 イピランガ大通り795,2階  
製品 事務所用機械 紙 テープロール 金銭登録器

#### ブクタン区

- (ヘ) 社名 ヴィクターラジオ(株) (RCA)  
住所 インピランガ大通り1097,9階  
製品 映画フィルム レコード テレビジョン ラジオ 拡大機器

#### カンブシー区

- (ト) 社名 アトラスエレベーター(株) (ELEVADORES ATLAS)  
住所 アレキサンドレレビー街202  
製品 荷物用一人間用 エレベーター エスカレーター

#### カーザベルデ

- (チ) 社名 トリベラツト(株) (TRIVELLATO)  
住所 マルチンフランシスコ街77

製 品 運送車 運搬用タンク ジャッキ アルミ貨車  
セルケーラセザール区

(l) 社 名 インヴィクタス (株) (INVICTUS)  
住 所 コンソラソン街1585  
製 品 ラジオ・テレビジョン

イビランガ区

(k) 社 名 コンドトーレスエレクトリコス (株) (CONDUTORES ELET.)

住 所 マリアパウラ街35, 2階

製 品 電気の導線

(l) 社 名 サンパウロ機械輸入 (株) (MEC. IMP. S. PAULO)

住 所 セナドールパウロエチーチオ街72, 2~3階

製 品 農機具用板 釘 ネチ

(m) 社 名 スカニアバビス (株) (SCANIA VABIS)

住 所 グアミランガ街522

製 品 トラック

(n) 社 名 ヴエマグ (株) (VEMAG)

住 所 ヴエマグ街1036

製 品 乗用車 小型トラック DKV-VEMAGジープ

ラツパ区

(o) 社 名 カテルピラー (株) (CATERPILLAR)

住 所 インベラトリスレオボルデーナ大通り112

製 品 トラクター 附属品 部品 (サンタアマーロ区にも工場が有る。)

(p) 社 名 エンバラーゼンブラジル工業 (株) (JBESA)

住 所 クレーリア街93

製 品 ゼロマチツク印冷蔵庫 タンク 鉄製容器

(q) 社 名 マフェルサ鉄道材料 (株) (MAFERSA)

住 所 グ・ルース大通り220, 5階

製 品 車輪材料 鉄道工具 貨車客車 鍛鉄用具

(r) 社 名 マノエルアンブロジオフィーリョ (株) (MANOEL AMBROSIO)

住 所 ビンチシンコデマルソ街270

製 品 レオナン印ミシン

(s) 社 名 ブラジルシエメンズ (株) (SIEMENS)

住 所 セナドールケイロス街498

製 品 高低圧電気材料 電話機器具 ラジオ テレビジョン 家庭電気器具

モツカ区

- (㊦) 社名 アルノ(株) (ARNO)  
住所 アルノ大通り240  
製品 電動機 家庭電気器具
- (㊧) 社名 エレクトロメタルチカブラジル工業(株) (ELETROMETAL)  
住所 プレジデンテウイilson大通り1230  
製品 電気材料 絶縁体 ネチ 鉄鋼 銅 ボンバ 電気シャワー機 水道管  
モーター用コンデンサー
- (㊨) 社名 ゼネラルエレクトリック(株) (G・E)  
住所 アントニオデゴドイ街88, 5階  
製品 蛍光灯 電球 抵抗器 交流機 電動機 冷蔵庫 ラジオ・テレビ受信機  
(サントアンドレ郡 カンピーナス郡にも工場有り)
- (㊩) 社名 ピラチニンガ機械(株) (PIRATININGA)  
住所 ドットールエドワルドゴンサルベス街38  
製品 棉機 油機 トラック用重力秤  
(サウーデ区にも工場有り)
- (㊪) 社名 プレストオリツテ(株) (PREST-O-LITE)  
住所 プレシデンテウイilson大通り1628  
製品 鉛製品 バッテリー充電機 蓄電機
- (㊫) 社名 トヨタドブラジル(株) (TOYOTA)  
住所 プレシデンテウイilson大通り1943  
製品 乗用車 トヨタランドクルーサー

ベルディーセス区

- (㊬) 社名 サツルニア(株) (SATURNIA)  
住所 ミニストロフエレイラアルベス街902  
製品 蓄電機 バッテリー エポナイト製品 その他部品

サントアマーロ区

- (㊭) 社名 メタルレーベ(株) (METAL LEVE)  
住所 ブラジリオルス街535  
製品 モーター用ピストン
- (㊮) 社名 モナルク自転車(株) (MONARK)  
住所 アベルメシア街808  
製品 自転車 自転車用附属品
- (㊯) 社名 センプラジオ・テレビ(株) (SEMP)  
住所 リベルグーデ大通り865

製 品 ラジオ・テレビ

タツアツベ区

- (イ) 社 名 ヒルコラジオ・テレビ (株) (PHILCO)  
住 所 サンタビルチーニア街299  
製 品 ラジオ・テレビ・拡声器
- (ウ) 社 名 アメリカ靴 (株) (UNITED SHOE MACH.)  
住 所 チヤイロゴーイス街131  
製 品 皮靴工業用機械・部品 プラスチック材料

ヴィラマリア区

- (イ) 社 名 イブラツベ (株) (IBRAPE)  
住 所 セネラルチャルチン街395  
製 品 ラチオ用部品バルブ 工業用電気製品

ヴィラマリアナ区

- (イ) 社 名 ワリツタ (株) (WALITA)  
住 所 ドットールアルヴァアロアルヴィン街79  
製 品 家庭用電気器具

ヴィラブルデンテ区

- (ウ) 社 名 フォード (株) (FORD)  
住 所 ヘンリーフォード大通り1787  
製 品 トラック 小型トラック  
(オザスコ郡にも工場有り)

(2) サントアンドレー郡

- (イ) 社 名 コファツブ (株) (COFAP)  
住 所 サンパウロ市サンチヨン大通り1086 5階  
製 品 ビストン用管 シリンダー用管 バルブ 鋳物
- (ロ) 社 名 フィシエツテシユワルツハウトマン建設 (株) (FICHET)  
住 所 サンパウロ市パロンデ・イタベチニガ街151 8階  
製 品 鉄製サツシ 走行起重機 エレベーター
- (ハ) 社 名 インターナショナル収穫機 (株) (INTERNATIONAL)  
住 所 オリエンテ街57  
製 品 トラック 農業用機械
- (ニ) 社 名 フィリツブ (株) (PHILIPS)  
住 所 セナドールケイロス街312 13階  
製 品 ラジオ・蓄電器HI-FI・テレビ及び部品真空管  
(この他にマウア郡にも工場有り)

- (a) 社名 ビレリー (株) (PIRELLI)  
住所 アラメーダバロンデピラシカーバ740  
製品 電導体 タイヤ
- (3) サンベルナルド・デ・カンボ郡
- (i) 社名 ブラスモーター (株) (BRASMOTOR)  
住所 ブラサダレプーブリカ497, 10階  
製品 ブラステンブ印冷蔵庫
- (ii) 社名 メルセーデスベンツ (株) (MERCEDES BENZ)  
住所 コンソラソン街65, 4階  
製品 トラック、バス、乗用車
- (iv) 社名 ムルティプラス (株) (MULTIBRAS)  
住所 ブラサダレプーブリカ497, 10階  
製品 ブラステンブ印冷蔵庫、洗濯機
- (v) 社名 シムカドブラジル (株) (SIMCA)  
住所 アンシエツタ街道23軒  
製品 プレジデンセ印、シヤン ルド印乗用車
- (vi) 社名 フォルクスワーゲン (株) (VOLKSWAGEN)  
住所 ブラサダレプーブリカ270, 2階  
製品 セダン及びコンビ車
- (vii) 社名 ウイリス (株) (WILLYS)  
住所 リベロバゲーロ街293, 9階  
製品 アエロウイリス。レナルトダルヒン。ジープ等  
(この他にタウバテ郡に工場有り)
- (4) サンカエターノドスール郡
- 社名 ゼネラルモーター (株) (G. M)  
住所 サンカエターノドスール郡ゴイアス大通り1805  
製品 トラック、小型トラック  
(この他にサンジヨゼードスカンボ郡に工場有り)
- (5) モジダスクルーゼス郡
- 社名 ブラジル豊和工業 (株) (HOWA)  
住所 サンパウロ市セナドールフェイジヨ街69, 2階  
製品 紡織機 鋳物部品
- (6) サンジヨゼードスカンボ郡
- 社名 エリクソン (株) (ERICSSON)  
住所 マリアパウラ街36



製 品 電話器 通信機器

(7) グアルーリヨス郡

(イ) 社 名 マキナヨーク (株) (MAQ YORK)

住 所 アラメーダパロンデカンピーナス733

製 品 自動車部品、街車

(ロ) 社 名 オリベツチ (株) (OLIVETTI)

住 所 ブリガデイロトウビーナス街577, 7~8階

製 品 タイプライター、計算器

(8) カサバーバ郡

社 名 鉄道材料 (株) (MAFERSA)

住 所 ダ・ルース大通り220, 5階

製 品 車輪材料、鉄道部品、貨車客車

(9) タウパテ郡

社 名 メカニカベサーダ (株) (MECANICA PESADA)

住 所 イピランガ大通り1100, 11~12階

製 品 走行起重機、工業用材料、建設材料

(10) オザスコ郡

(イ) 社 名 ブラウンボヘリー電気工業 (株) (BROWN BOYER)

住 所 ベードロアメリカ街38, 11階

製 品 重電機械、冷凍機、交換機

(ロ) 社 名 ブラジル鉄道材料 (株) (COBRAMA)

住 所 チヨンブリツコラ街24, 12階

製 品 鉄道材料、化学工業用部品、鋳物

(ハ) 社 名 コブラスマロッククエル (株) (COBRASMA ROCKWELL)

住 所 チヨンブリツコラ街24, 24~25階

製 品 自動車部品

(11) ジュンジアイ郡

(イ) 社 名 南アメリカ電気 (株) (AEG)

住 所 フロレンシオデアブレウ街484

製 品 高変圧器、配電機器、自動電圧調整機

(ロ) 社 名 INL国立機関車工業 (株) (INL=KRUPP)

住 所 イピランガ大通り1097 14~15階

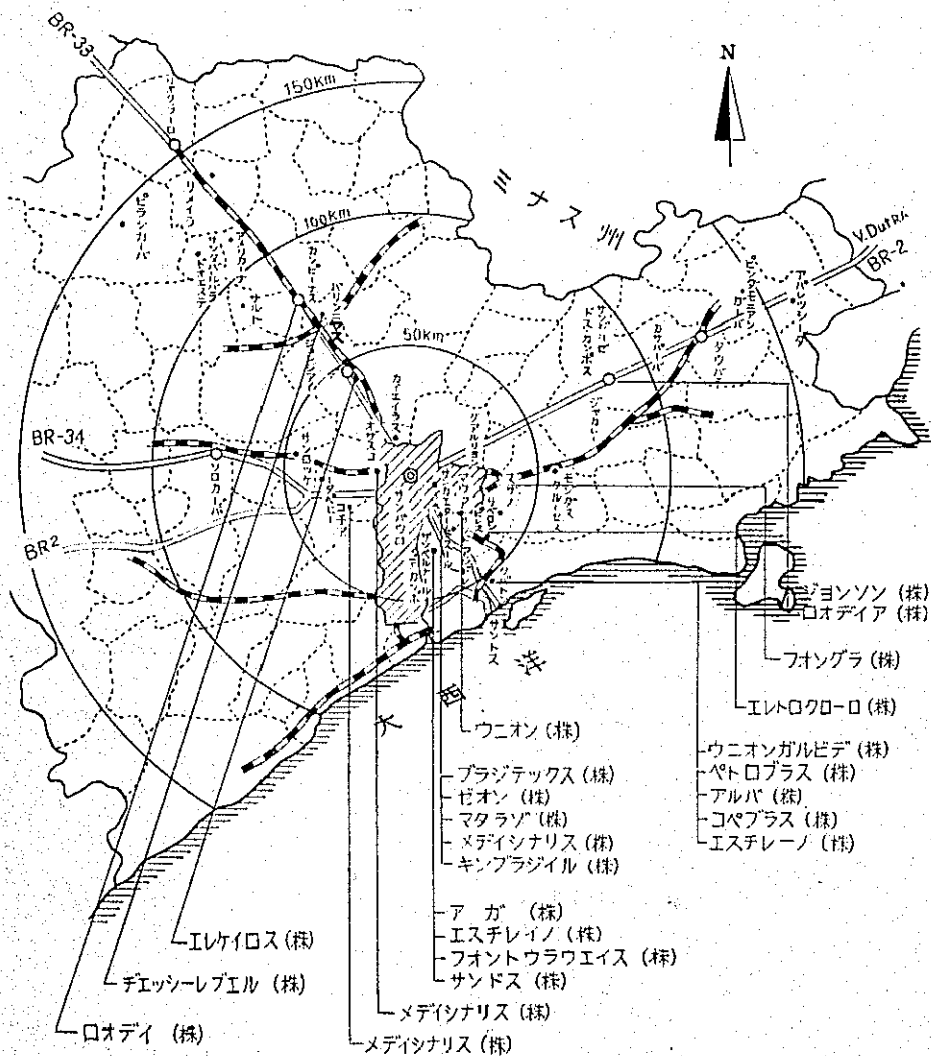
製 品 機関車、部品、附属品

(ハ) 社 名 サンパウロ機械輸入 (株) (MEC. IMP. S. PAULO)

住 所 セナドールパウロエチーヂオ街72 2~3階

- 製 品 農業用金具、釘、ネジ  
(三) 社 名 ブラジル機械振興(株) (PROMECA)  
住 所 リペーロバダグロ街293, 23階  
製 品 旋盤、工作機械
- (12) カンピーナス郡  
(イ) 社 名 ブラジルロベルトボツシエ(株) (BOSCHI)  
住 所 ブリガデイロトウビイアス街391  
製 品 自動車用ディーゼル、電気機器  
(ロ) 社 名 パルメイラス工業(株) (PALMEIRAS-SINGER)  
住 所 ブラツサカルロスゴーマス194  
製 品 シンガー印ミシン
- (13) サンタバルバラドオエステ郡  
社 名 ロミー機械(株) (ROMI)  
住 所 ブリガデイロトビイアス599  
製 品 旋盤等工作機械 ロミーイゼツタ印自動車
- (14) ピラシカーバ郡  
社 名 エメ・デチイニ(株) (M.DEDINI)  
住 所 セツチデアプリール街277, 9階  
製 品 製糖用機械、収籾機、船舶用機械、薄板、釘、ネジ

### 7・3 化学工業関係



### 7・3 化学工業関係

化学製品、プラスチック、薬品、石油その他の企業

#### (1) サンパウロ市内

##### ペレンヂーニョ区

(イ) 社名 シル化学工業(株) (CIL)

住所 カジユルー街552

製品 ベンキ、ワニス、エナメル、チタン (この他ペンニャ区にも工場有り)

##### (ロ) カンプシー区

社名 アンドロ・マコ製作所(株) (ANDROMACO)

住所 インデペンデンシア街715

製品 薬の製造

##### (ハ) インジアノポリス区

社名 シェルウィンウイリアム(株) (SHERWIN-WILLIAMS)

住所 バロンデ・イタベチニンガ街140, 5階

製品 ベンキ、ワニス、エナメル、漆、溶解剤

##### (ニ) イビランガ区

社名 バコル(株) (BAKOL)

住所 ワシントンルイス街236, 4階

製品 樹脂、ポリエチレン

##### (ホ) 社名 オキシヂェニオ(株) (OXIGENIO)

住所 シブリアーノバラツタ街1214

製品 アセチレン、酸素、窒素、圧縮空気、アルゴン

##### ラツパ区

##### (ヘ) 社名 コルゲートバルモリブ(株) (COLGATE)

住所 リオ・グランデ街752

製品 石鹸、歯磨用品、デンタルクリーム、ヒゲソリクリーム、タルコその他  
(サウーデ区にも工場有り)

##### (ト) 社名 チェツシーレーベル(株) (GESSY-LEVER)

住所 ブラツサダレブーブリカ468, 7階

製品 石鹸、粉石鹸、歯磨、クリーム、ボマード、髪油、料理用油、ゴマ油  
(バリーニャ区にも工場有り)

##### (チ) 社名 マトラソ(株) (MATARASSO)

住所 ブラサダパトリアルカ、マトラソビル

製 品 酢酸塩、アルミニウムの硫酸塩、ソーダ  
(この他にサンミゲルパウリスタ区サンカエターノ・ドスール郡に工場有り)

(9) 社 名 ホワイトマルチンス (株) (WHITE MARTINS)

住 所 フロレンシオデアブレウ街470

製 品 酸素 アセチレン 窒素 オゾン 水素 吹管 アセチレンガス  
石油液化ガス用シリンダー 熔接用棒

#### モツカ区

(8) 社 名 アガパウリスタ (株) (AGA)

住 所 コスタベレイラ街557

製 品 アセチレン 酸素 窒素  
(サンベルナルドデカンボ郡にも工場有り)

(4) 社 名 チョンソン (株) (JOHNSON)

住 所 フェスタード大通り5459

製 品 外科用製品  
(この他にサンジョゼードスカンボス郡にも工場有り)

#### サントアマール区

(7) 社 名 ブリストル製薬 (株) (BRISTOL)

住 所 カルロスゴメス街924

製 品 薬物製造

(7) 社 名 オルキーマ (株) (ORQUIMA)

住 所 リベロバダロ街158, 6階

製 品 炭酸塩 塩化物 硝酸塩 セリウム 磷酸塩

(7) 社 名 スキブ (株) (SQUIBB)

住 所 ジョンデイアス大通り2758

製 品 化学製品 薬品

#### サンミゲルパウリスタ区

(4) 社 名 ニトロキミカ (株) (NITROQUIMICA)

住 所 プラサアントオニオブラ F33, 6~8階

製 品 苛性ソーダ エーテル アルミニウムの硫酸塩 ソチウム ベンキ  
ワニス レーヨン

#### タツアベ区

(7) 社 名 インペリアル (株) (IMPERIAL)

住 所 シャビエールトレー F街14, 8階

製 品 硫酸塩 厚地綿布 皮布 プラスチック布 ゴム引布

(2) サントアンドレー郡

- (イ) 社名 コラル (株) (CORAL)  
住所 リオブランコ大通り644  
製品 ベンキ エナメル ワニス 漆
- (ロ) 社名 ブラジル化学工業 (株) (QUIMBRARIL)  
住所 サンベント街308, 10階  
製品 フェノール (石炭酸) 亜硫酸塩 石膏 砒黄 色素 薬味  
過燐酸塩 殺虫剤  
(サンカエターノドスール郡にも工場有り)
- (ハ) 社名 ロホディア (株) (RHODIA)  
住所 リベロバダロ街119  
製品 セルロイド アセテイト 酸 アルコール 薬品 注射液 香水  
プラスチック材料 殺虫剤 農薬品 畜産用品  
(カンピーナス郡・サンチヨゼードスカンボス郡にも工場有り)

(3) サンカエターノドスール郡

- (イ) 社名 ブラジテックス (株) (BRASITEX)  
住所 マルコニー街124, 4階  
製品 石鹼 皮鞣用合成樹脂 織物工業 化学製品
- (ロ) 社名 チエオン (株) (GEON)  
住所 プラサダバトリアルカ、マタラソビル内  
製品 合成樹脂
- (ハ) 社名 メデイシナリイス (株) (MEDICINALIS)  
住所 ドナベリチアナ街177  
製品 苛性曹達 フォルモル 尿素 次亜塩素酸塩  
(この他コチア郡オザスコ郡にも工場有り)

(4) サンベルナルドデカンボス郡

- (イ) 社名 エステレーノ (株) (ESTIRENO)  
住所 リベロバダロー街293, 29階  
製品 ポリエチレン
- (ロ) 社名 フォントウラ・ウエイス (株) (FONTOURA-WYETH)  
住所 カエターノピント街129  
製品 薬品一般
- (ハ) 社名 サンドス (株) (SANDOS)  
住所 パロンデカンピーナス街355  
製品 薬品一般

(5) マウア郡

社名 ウニオン(株) (UNIAO)  
住所 フォルモーザ街367, 10階  
製品 ガソリン 石油精製 燃焼油 液化ガス

(6) リベロンビーレス郡

社名 エレクトロクロロ(株) (ELECTROCLORO)  
住所 シヤビエールデトレード街123, 10階  
製品 苛性曹達 ポリエチレン クロール

(7) クバトン郡

(a) 社名 アルバ(株) (ALBA)  
住所 コンセリエーロネーピアス街14, 13階  
製品 ラテックス 合成樹脂 フェノール

(b) 社名 コペプラス(株) (COPEBRAS)  
住所 リペーロバダロー街293, 15階  
製品 煙草

(c) 社名 エステレーノ(株) (ESTIRENO)  
住所 リペーロバダロー街293, 29階  
製品 ポリエチレン クロール

(d) 社名 ペトロプラス(株) (PETROBRAS)  
住所 パロンディタベチニンガ街151  
製品 石油精製

(e) 社名 ウニオンカルビデ(株) (UNION-CARBIDE)  
住所 フォルモーザ街367, 30階  
製品 ポリエチレン

(8) スザノ郡

社名 フォングラ(株) (FONGRA)  
住所 ブラウリオゴームス街36, 9階  
製品 苛性曹達 アセテート アルコール ベンジン

(9) ジュンジアイ郡

社名 エレケイロス(株) (ELEKEIROZ)  
住所 キンゼデノブエンプロ街197, 3階  
製品 硫酸 マグネシウム カーボン 炭酸 テレピン油 ソジウム





## 7・4 織物セルローズ及び紙業関係

### (1) サンパウロ市内

#### ベレンジーニョ区

- (0) 社名 ブルデレール (株) (BRUDEKER)  
 住所 マスエルラーモスパイーバ街70  
 製品 麻と綿織物 カシミール トロピカル 厚布
- (a) 社名 ガスパリアン (株) (GASPARIAN)  
 住所 ビンテイシンコデマルソ街507  
 製品 線織物 糸 その他
- (イ) 社名 マタラソ (株) (MATARAZZO)  
 住所 プラサダバトリアルカ  
 製品 絹 線織 ジュート レーヨン 紙 セルローズ  
 (この他プラス区、サンミゲルパウリスタ区、サンカエターノドスール郡  
 サンベナルドデカンポ郡に工場有り)
- (ロ) 社名 モイーニョサンチスタ (株) (M. SANTISTA)  
 住所 ラルゴダカフエー11  
 製品 線糸 毛糸 織物 トリコット カシミール 綿織物  
 (この他オザスコに工場有り)
- (ハ) 社名 ナショナル織物 (株) (NAC. TECIDOS)  
 住所 ブリガデイロツピアス街704, 22階  
 製品 織物
- (ニ) 社名 パラモウント (株) (PARAMOUNT)  
 住所 ビンテイシンコデマルソ街837  
 製品 毛糸 織物  
 (この他イピランガ区に工場有り)
- (ホ) 社名 バラン (株) (VARAM)  
 住所 ローベスコウチーニョ街315  
 製品 織糸 メリヤス 靴下 ジャージイ  
 (この他モコカ区に工場有り)

#### プラス区

- (0) 社名 パウリスタ織物 (株) (COT. PAULISTA)  
 住所 セルソガルシア大通り1812  
 製品 染織物 綿糸 カシミール

(9) 社名 グラフィカ (株) (GRAFICA)

住所 ビラチニンガ街169

製品 包装紙

(25) 社名 スピイナ (株) (SPINA)

住所 イボドロモ街720

製品 紙 ノート 学用品

(26) 社名 ラメンゾニ (株) (RAMENZONI)

住所 エスクペーロ街47

製品 Yシャツ バジヤマ ボウシ 下着

(27) 社名 シモン (株) (SIMAO)

住所 ドマニフェスト街931

製品 包装紙 ユーカリ原材のセルローズ

(この他インピランガ区・モジダスクルーゼス郡・ジャカレー郡に工場有り)

#### イピランガ区

(28) 社名 ライオンフェフェル (株) (LEON-FEFFER)

住所 プレシデンテウイソソ大通り4070

製品 印刷用紙 包装紙

(29) 社名 アルバルガタス (株) (ALPARGATAS)

住所 ドツトルアルメイダリマ街1130

製品 帆布 油布 麻布 純白布

(この他サンジョゼドスカンボス郡に工場有り)

(30) 社名 クリベル (株) (CLIPPER)

住所 ラルゴサントアシリーイア39

製品 衣料

(31) 社名 ロドルフォクレスピ (株) (R. CRESPI)

住所 ジャバリー街403

製品 綿糸 毛糸 織物

#### ペルー区

(32) 社名 シブラペ (株) (CIBRAPE)

住所 ピンチイシンコデマルソ街873

製品 綿糸 毛糸 織物

#### サンターナ区

(33) 社名 ファブリカドーラパペール (株) (FABPAPEL)

住所 ボランタリオスダパートリア街344

製品 包装紙 印刷用紙 その他紙

サントアマール区

- (㉔) 社名 ガブリエルカルファト織物(株) (G. CALFAT)  
住所 バンデイラス街20  
製品 織物 更紗 麻 綿布
- (㉕) 社名 オリンクラフト(株) (OLINKRAFT)  
住所 ジヨンデイアス大通り2758  
製品 包装紙 松材のセルローズ

タツアツベ区

- (㉖) 社名 アブダラ(株) (ABDALLA)  
住所 ビンチイシンコデマルソ街575  
製品 糸 綿布 織物 レーヨン  
(この他ジュンジアイ郡・アメリカーナ郡・サルト郡にも工場有り)
- (㉗) 社名 ギリエルメチオルジ(株) (G. GIORGI)  
住所 セザリオアルビイン街476  
製品 織物 羊毛 ジュータン 洗染布
- (㉘) 社名 ミネルバ(株) (MINERVA)  
住所 ギリエルメチオルジ大通り1361  
製品 織物 仕立 毛織物
- (㉙) 社名 タツアツベ織物(株) (TEC. TATUAPE)  
住所 ラルゴタカフエ11, 5階  
製品 織物  
(この他オザスコ郡にも工場有り)

ピラブルデンテ区

- (㉚) 社名 ブラジル織物(株) (BR. FIACAO)  
住所 アメリカベスブシー街1130  
製品 綿糸

(2) サントアンドレー郡

- (㉛) 社名 コワリック(株) (KOWARICK)  
住所 シヤビエールデトレード街14, 5階  
製品 毛織物 カシミール
- (㉜) 社名 ロチイアセータ(株) (RHODIACETA)  
住所 フオルモーザ街367, 18階  
製品 用紙 セルローズ

- 社名 ロドーザ(株) (RHODOSA)  
 住所 リベローバダロー街119, 10階  
 製品 レーヨン
- (3) サンベルナルド・デ・カンボ郡  
 社名 トグナト(株) (TOGNATO)  
 住所 リベローバダロー街293, 24階  
 製品 綿織物 その他
- (4) クバトン郡  
 社名 サンチスタ紙業(株) (SANTISTAPAPEL)  
 住所 キンゼデノブエンプロ街324, 7階  
 製品 印刷紙 包装紙 松・樹材のセルローズ
- (5) サンジヨゼー・ドス・カンボス郡  
 (イ) 社名 鐘紡(株) (KANEBO)  
 住所 ポアビスタ街208, 15階  
 製品 綿糸 織物  
 (ロ) 社名 パライーバ紡織(株) (PARAHYBA)  
 住所 ポアビスタ街208 8階  
 製品 綿織物 染織物 毛布 麻布
- (6) カイエiras郡  
 社名 メリヨラメントス(株) (MELHOAMENTOS)  
 住所 チト街479  
 製品 紙 包装紙 印刷紙 絹紙  
 (この他フランコダロツシャ郡にも工場有り)
- (7) サンロツケ郡  
 社名 ブラジタル(株) (BRASITAL)  
 住所 ラルゴバイサンツー51, 3階  
 製品 包装紙 用箋 印刷紙 織物 染織物 綿糸 敷布  
 (この他サルト郡に工場有り)
- (8) ソロカバ郡  
 (イ) 社名 バルベロー紡織(株) (BARBERO)  
 住所 フロレンシオデアブレウ街36, 3階  
 製品 食堂用布地 敷布 テーブル掛  
 (ロ) 社名 エスタンバリアデナシヨナル(株) (NAC. ESTAMP)  
 住所 コンソラソン街37, 8~10階  
 製品 綿織物 染織物 フランネル 柄織物

- (8) 社名 ブオトランティン (株) (VOTORANTIM)  
住所 ルース大通り297  
製品 紙 綿糸 綿布 レーヨン 染色織物
- (9) ブアルーリヨス郡  
社名 イプサ (株) (IPSA)  
住所 コンセリエーロクリスピニアアーノ街20 3階  
製品 包装紙
- (10) タウバテ郡  
社名 タウバテ工業 (株) (C. T. I)  
住所 トレスデデゼンプロ街61, 9階  
製品 純白織物 染物 薄地布 更紗 ハンカチ等
- (11) ビンダ・モニャンガーバ郡  
社名 シセーロブラド (株) (CICEROPRADO)  
住所 リオ・ブランコ大通り1727  
製品 印刷紙 包装紙
- (12) アバレツシーダ郡  
社名 アバレツシーダ紙業 (株) (APARECIDA)  
住所 ドツトルフランシスコ・デ・ソーザ街147  
製品 包装紙 鑑紙
- (13) バリンニヤ郡  
社名 リジエザ (株) (RIGESA)  
住所 マジョールセツトリオ街110, 4階  
製品 包装紙 ダンボール 填充物
- (14) カンピーナス郡  
社名 ビセンテクリー帽子 (株) (CHAPEUSCUPY)  
住所 カスベルリーベロ大通り58, 13階  
製品 フェルトの帽子
- (15) モジグアス郡  
社名 シャンピオンセルローズ (株) (CHAMPION)  
住所 リペーロバダロー街293, 16階  
製品 松及びユーカリ材のセルローズ
- (16) アメリカーナ郡  
社名 ファイブラ (株) (FIBRA)  
住所 コンソラソン街37, 7階  
製品 糸 レーヨン 繊維

(7) リメイラ郡

(f) 社 名 プラダ (株) (PRADA)

住 所 フロレンシオデアブレウ街181

製 品 各種の帽子

(g) 社 名 リバーロパラダ (株) (RIB. PARADA)

住 所 ラルゴサンタセシリーア158

製 品 印刷紙 竹 ユーカリ 帽材のセルローズ

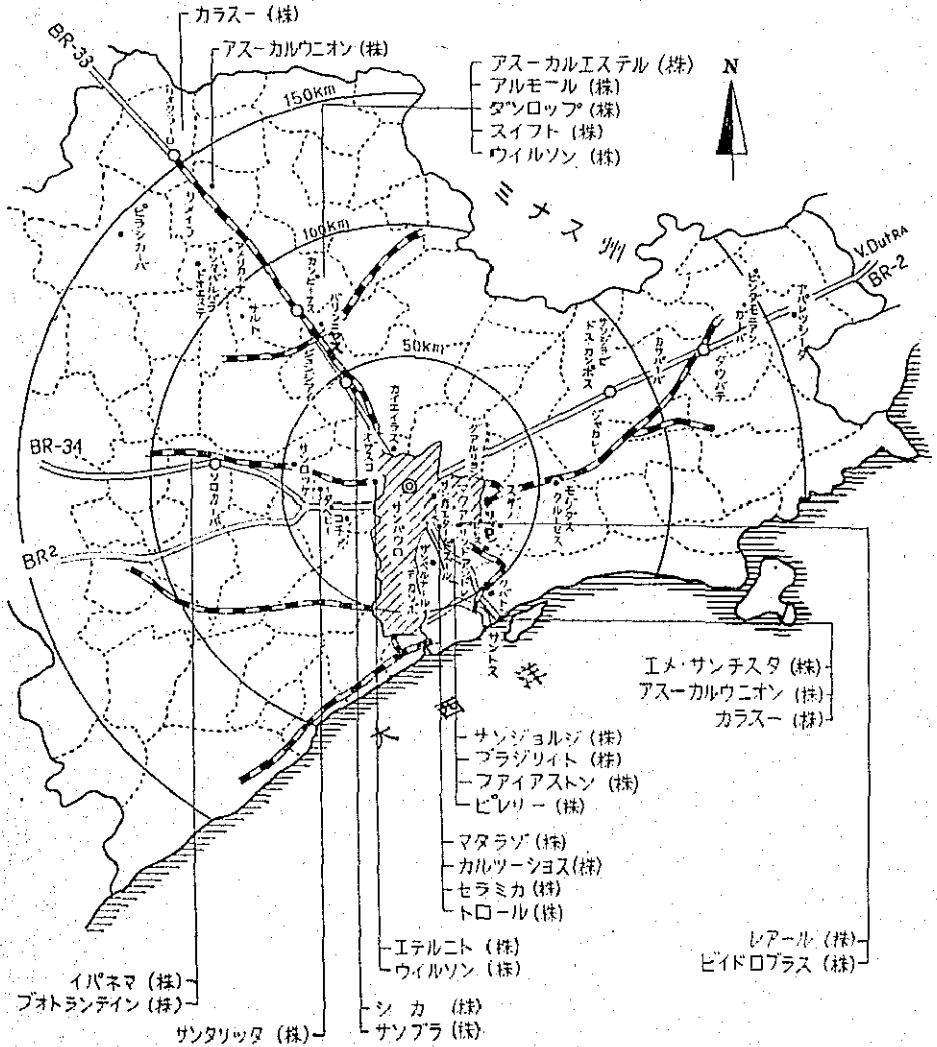
(8) ビラシガーバ郡

社 名 バウリスタ精練 (株) (REFI. PAULISTA)

住 所 フォルモーザ街367, 18階

製 品 用箋 セルローズ

# 7・5 その他諸企業関係



## 7・5 その他の諸企業関係

瓦斯 プロパン瓦斯 セメント 硝子 煉瓦 食品 飲料 ゴム その他

### (1) サンパウロ市内

#### アルトダモツカ区

- (4) 社名 リキガス(株) (LIQUIGAS)
- 住所 ビイアツツトノーベデジュリーヨ160
- 製品 プロパン瓦斯

#### ペレンジーニョ区

- (4) 社名 エストレーラ玩具(株) (ESTRELA)
- 住所 ジョアキンカルロス街508
- 製品 玩具一般
- (4) 社名 グッドイヤー(株) (GOODYEAR)
- 住所 サンジョアン大通り473, 17階
- 製品 タイヤ
- (4) 社名 ナジールフィゲイレード(株) (N. FIGUEIREDO)
- 住所 ギリエールメコーチング街145
- 製品 シャンデリア 電燈笠 硝子 陶器 磁器 水晶製品  
(この他ピラマリアナ区に工場有り)
- (4) 社名 ヴイゴール食品(株) (VIGOR)
- 住所 ジョアキンカルロス街396
- 製品 バター チーズ ミルク缶詰

#### イピラプエーラ区

- (4) 社名 ボンブリル(株) (BOM BRIL)
- 住所 セントラル大通り530
- 製品 家庭清掃用器具材

#### インピランガ区

- (4) 社名 バテス(株) (BATES)
- 住所 パロンデイタベチニンガ街93, 10階
- 製品 各種紙袋 自動袋詰機
- (4) 社名 ブローベル(株) (PROBEL)
- 住所 パウリスタ大通り2037
- 製品 クッション 自動車用アクセサリー  
(この他タツアツベ区にも工場有り)



(リ) 社 名 ウルトラガス (株) (ULTRAGAS)  
住 所 ブリガデイロ ルイス アントニオ大通り1347  
製 品 ガスレンヂ プロパンガス

ラツパ区

(ヌ) 社 名 クレイトン (株) (CLAYTON)  
住 所 フォルモーザ街367, 14階  
製 品 食料油 マーガリン 粉石鹼 煉落花生 縮油

(ヘ) 社 名 アルモウル (株) (ARMOUR)  
住 所 ジョンブリツコラ街24, 16階  
製 品 肉 卵の缶詰 飲料水 ハム サラメ  
(この他カンピーナス郡にも工場有り)

(ト) 社 名 マタラゾ (株) (MATARAZZO)  
住 所 ブラサ・ド・パトリアルカ  
製 品 食料品 石鹼 グリセリン その他  
(この他サンミゲル パウリスト区 サンカエターノ ド スール郡にも工場有り)

(チ) 社 名 ミーリオ・ブラジル (株) (MILHO BRAZIL)  
住 所 ブラツサ・ラーモス・デ・アゼベード206, 8階  
製 品 トウモロコシ油 工業用油 食糧品

(リ) 社 名 サンタマリーナ (株) (S. MARINA)  
住 所 サンタマリーナ大通り443  
製 品 瓶 大瓶 薬局用ガラス容器 その他

(ロ) 社 名 ヴイドロプラス (株) (VIDROBRAS)  
住 所 ブラサ・ドン・ジヨゼー・ガスパール30, 8階  
製 品 ガラス板 自動車用ガラス ガラス各種  
(この他マウア郡にも工場有り)

モココ区

(ウ) 社 名 アンタルテイカ (株) (ANTARCTICA)  
住 所 プレジデンテウイソソ大通り274  
製 品 ビール リキニール ウイスキー ジン シロツブその他精飲料

(ル) 社 名 クラルク (株) (CLARK)  
住 所 モツカ街1921  
製 品 靴一般

(エ) 社 名 モイーニヨサンチスタ (株) (M. SANTISTA)  
住 所 ラルゴ・ド・カフエー11  
製 品 小麦粉 麩

(この他サントスに工場有り)

ベルディーゼス区

(ウ) 社名 トロール(株) (TROL)

住所 デイアーナ街245

製品 プラスチック製品

(この他サンカエターノ・ド・スール郡に工場有り)

ベルース区

(ウ) 社名 ベルース・セメント(株) (PERUS)

住所 ボアビスタ街76, 6階

製品 セメント

サントアマール区

(ウ) 社名 プラビニール(株) (PLAVINIL)

住所 コンセリエイロ・ロドリゲス・アルブエス大通り3993

製品 ビニール プラスチック板 布引きビニール

サンミゲルパウリスタ区

(ウ) 社名 シスベール(株) (CISPER)

住所 リベローバダロー街583, 8階

製品 ガラス

サウーデ区

(ウ) 社名 エアトン(株) (WHEATON)

住所 ジャバクアラ大通り2979

製品 ガラス フラスコ その他

タツアツベ区

(ウ) 社名 サンブラ(株) (SANBRA)

住所 ボアビスタ街208, 4階

製品 野菜油 種油 その他油の製造

(この他ジュンジアイ郡にも工場有り)

(ウ) ヴイラマリアナ区

社名 ブラマ・ビール(株) (BRAHMA)

住所 ペントフレイタス街344

製品 ビール 炭酸水 氷 その他清飲料

ヴィラブルデンテ区

(ウ) 社名 エリオガス(株) (HELIOGAS)

住所 ハルメイラス街111

製品 プロパンガス

(2) サンカエターノドスール郡

(1) 社名 カルツーシヨス(株) (CARTUCHOS)

住所 セナドールケイロース街96, 5階

製品 弾薬筒 鉄砲 ビストル 兵器

(2) 社名 セラミカサンカエターノ(株) (CERAMICA S. C.)

住所 パウリスダ大通り2073

製品 瓦 煉瓦 タイル

(3) サントアンドレー郡

(1) 社名 ブラジリット(株) (BRASILIT)

住所 マルコニー街131, 7階

製品 プラスチック管 セメント管 石綿管

(2) 社名 ファイアストーン(株) (FIRESTONE)

住所 セルジオメイラ街238

製品 タイヤ

(3) 社名 ビレリー(株) (PIRELLI)

住所 アラメダ・パロンデ・ピラシカーバ740

製品 タイヤ ゴム製品

(4) 社名 サンジオルヂ(株) (S. JORGE)

住所 キタンダ街89, 3階

製品 小麦粉 野菜油

(4) サントス郡

(1) 社名 ウニオン砂糖(株) (ACUCAR UNIAO)

住所 ボルヂセス・ド・アイゲイレド街237

製品 砂糖 コーヒー

(この他にリメイラ郡に工場有り)

(2) 社名 カラクター(株) (CARACU)

住所 アントニオ・デ・ゴドイ街53

製品 ビール

(この他にリオクララ郡に工場有り)

(5) マウア郡

社名 レアル(株) (REAL)

住所 リベローバダロー街152, 8階

製品 陶器一般

(6) オザスコ郡

(f) 社名 エテルニット(株) (ETERNIT)  
住所 マルケス・デ・イツー街70, 3階  
製品 被覆材料 起伏板 平板 水筒 管

(g) 社名 ウイソン(株) (ILSON)  
住所 グレベランド大通り466  
製品 牛豚缶詰 豚脂 腸詰  
(この他カンピーナス郡にも工場有り)

(7) イタペビー郡

社名 サンタリタ(株) (SANTARITA)  
住所 ベードロアメリカ街68, 8階  
製品 セメント

(8) ソロカバ郡

(f) 社名 イパネーマ(株) (IPANEMA)  
住所 ノーベデジューリヨ大通り40, 22階  
製品 セメント

(g) 社名 ブオトオランティン(株) (VOTORANTIM)  
住所 ルース大通り297  
製品 セメント

(9) ジュンジアイ郡

社名 シカ(株) (CICA)  
住所 ポアビスタ街186, 9階  
製品 トマトケチャップ 果物 菓子 セリー ソース

(10) カンピーナス郡

(f) 社名 エステル砂糖(株) (ACUCAR. ESTER)  
住所 イビランガ大通り480, 2階  
製品 砂糖 アルコール

(g) 社名 ダンロップ(株) (DUNLOP)  
住所 レーゴフレイタス街354  
製品 タイヤ ゴム製品

(h) 社名 スイフト(株) (SWIFT)  
住所 フォルモーザ街367, 9階  
製品 食糧品 缶詰 油

## 「附」伯国労働者関係法抜萃

### 1. ブラジル労働総合法

#### 第2部労働保護に関する総則

第13条 ブラジル領土内においては18才以上の被用者は性の如何を問わずして職業登録手帳（以下「労働手帳」という。）をそなえておかなければならず、これは就職又は有償の労務の提供にあつての義務とする。

第29条 新規に採用された被用者が使用者に労働手帳を呈示した場合には、後者は48時間以内にその手帳に採用日付、労務の性格、従業員登録簿の登録番号及び報酬を詳細に記入しなければならず、この違反に対しては本法に定める刑罰を課するものとする。

#### 第57条～第75条（労働時間）

##### (1) 労働勤務時間規定（57～75）

(イ) 労働勤務時間は他に特別に規定あるもののほか8時間を超過してはならない。(58)

(ロ) 上記の労働時間は労資双方の文書による協定又は団体協約により2時間を超えない時間を補足時間として加えることができる。(59)

この時間に対しては普通時間給より20%増とする（1項）

但し、この時間が普通労働時間より償却され、1日の労働時間10時間を超えない限り前記割増を要しない。(2項)

(ハ) 不健康と認められる労働においては当局の予め許可によつてのみ時間延長をすることができる。(60)

(ニ) 必要やむを得ない場合、即ち不可抗力によるか、仕事の完成を延期しなければならない時、その不履行により大損害を受ける場合は上記の制限を超過することができる。(61)

この場合、10日以内に労働局へ通知することを要する。(1項)

(ホ) 不可抗力の理由による時は延長時間は普通時間並とする。その他の場合は25%割とし、法律に他の制限を設けない限り12時間を超過することができない。(2項) 不可抗力等により就働が不可能になつた場合、失つた時間の補足に必要な日数の間最大限2時間迄労働時間を延長することができる。但しこの補足は当局の予め許可を要し、1年45日を超過しないで1日の労働時間は12時間を超えてはならない。(3項)

(ヘ) 上記の者には本章の労働時間を適用しない。(62)

##### (2) 休息時間

(イ) 各1日の労働の後には少なくとも11時間の休息時間を置かなければならない。

(ロ) 凡ての使用人に対し、週1日の休暇を保証される。これは日曜日が充てられるも

のとする。(67)

(イ) 日曜日に1部又は全部勤務する者はあらかじめ当局の許可を要する。但し、その労働の性質又は公共の便宜により永久の許可を受けることができる。(68)

(ロ) 上記の場合の他、国際日に労働することを禁止する。地方当局は地方情況により労働を禁止する地方祭日、宗教日を発表することができる。(70)

(ハ) 継続する労働においては6時間超過する時は最小限1時間の食事又は休息時間を与えなければならない。但し、特別協定をしている時の外、休息時間は2時間を超えてはならない。(71)

(ニ) 6時間を超過しない労働で継続時間4時間を超過する時は15分の間隔を置かなければならない。(1項)

この休息のための間隔は労働時間の中へ導入されない。(2項)

休息又は食事に対する最小限度1時間は労働商工大臣及び社会保険給食課(SAPS)の意見を聞き、工場が食堂の組織に関する規定の要求に合致しており、その従業員が延長時間の制度に置かれていない時はこれを短縮することができる。

(3項)

#### (3) 夜業

週又は15日毎の交替制の場合は別として、夜業はその時間に対し普通時間給の20%増とする。(73)

夜業の1時間は52分30秒として計算する。(1項)

夜業とは夜10時より翌朝5時迄に行なう労働をいう。(2項)

昼間業と夜業と混業する場合は本案の夜業の時間を適用する。(3項)

#### (4) 使用人休暇規定(193~153)

(イ) すべての使用人は毎年当該給料を受けることを妨げないで休暇を受ける権利がある。(129)

農業労働者も同様とする(単項)

(ロ) 休暇を得る権利は契約期間中12カ月毎に得られる。(130)

休暇はこれに続く1年内に取られ、重複することはできない。

(ハ) 休暇日数は就労12カ月の者には15日、200日以上は11日、200~150日に対しては7日とする。(132)

(ニ) 次の場合には休暇を取る権利はない。

a. その職を退職し、それより60日以内に復職しない時

b. 給料を受けつつ30日以上欠勤の許可を得ている時

c. 一部又は全部の仕事休止によつて30日以上給料を受けつつ就業していない時

d. 6カ日以上病気の手当を受けている時

(ホ) 仕事を休ませる場合、これを有効にするためには使用人の手帳にこの旨を記入し

なければならない。(単項)

(4) 下記の場合はこれを休暇日数より控除しない。(134)

- a. 労働傷害による欠勤
- b. 社会保護院の診察する病気により欠勤する時
- c. 会社の判断により正当の理由にて欠勤する時
- d. 雇主の都合により就業しない時

(5) 休暇の許与及び給与

(a) 休暇は1回に許容されるが、これを2回に分けることができる。

但し、1回に7日を下らない期間とする。18才以下の者、50才以上の者には1回にこれを許与しなければならない。(136)

(b) 休暇を与える場合は文書を以つて8日前に予告する。休暇を与えた時はこの旨を手帳及び帳簿に記入する。(138)

(c) 休暇の許可は雇主の利害上最も適当な時期とする(139)

同一家族の者が同一工場、商社に就働する場合、業務を害しない限り同一期間に一諸に休暇を取る権利がある。(単項)

(d) 休暇中使用人は就業中と同様の給料を受ける権利がある。(140)

(e) 日給、時間給、コミソソ又は仕事高により支払いを受ける場合、受けるべき平均給料を基準としてこれを算出する。この給料は休暇の前日に支払いを受けるべき使用人は休暇の始まる日及び終る日を記し並びに給料を受取つた旨の免債証を雇主へ渡す。(141)

(注) 免債証は所要事項を記入し、使用人の署名をさせるよう用紙を作つておくのが普通である。使用人が休暇をとらない時はこれと該当した給料を支払い免債証に署名をさせておかなければならない。

(f) 労働契約の取消し又は終了の場合においても権利を有する休暇に相当する給料を使用人に支払わなければならない。(142)

(g) 休暇のレクラマソソ(要求)の権利は3年で時効にかかる。(143)

正当の権利ある使用人に休暇を与えない雇主はこの休暇の2倍に当る給料額を支払う義務がある。但しその拒否が本章の規定に基く時は別とする。(単項)

(h) 破約、和議の場合、使用人が権利を有する休暇に相当する金額に対し優先権を有する。(144)

(i) 本章の違反に対し100~5,000クルゼイロの罰金を課せられる。(146)

## 2. ブラジル最低賃金法

労働の報酬として当然支払いを受ける最低賃金についてブラジル政府は1936年1月14日法令第185号で制定された最低賃金審議委員会を設立しこれによって審議されたものを1938年4月20日法令399号で5月7日に公表したがその大要は次のとおりである。

- (1) 最低賃金とは男女の別なく労働者が食糧、被服、衛生、交通に必要なを満たすに足る普通日の労働に対する最低の報酬を各地方（各州）の生活情勢に応じて決められたものである。
- (2) 請負仕事の報酬は普通日、日当の最低賃金以下であつてはならない。
- (3) 不健康な業務の労働者の最低賃金につき最低賃金委員会は普通日賃金の半額までを増給せしめることができる。
- (4) 未成年見習労働者の賃金は普通の最低賃金の半額迄に減することができる。
  - (a) 未成年見習労働者とは18才以下14才以上の者にして、職業教育を終了していないもの
  - (b) 専門技術補助労働者として使用される未成年者
- (5) 最低賃金は次の方式で定められ、SM（最低賃金） $= a + b + c + d + e$ をもつて表わし、a, b, c, d, eはそれぞれ成年労働者が1日の生活に必要な食糧、住居、被服、衛生、交通の費用を示したものでこの割合はサンパウロ地方の場合を見れば、最低賃金100%に対し、a 食糧費13%、b 住居費33%、c 被服費14%、d 衛生費6%、e 交通費4%となつている。この比率は各地方の生活状況によつて異なる。
- (6) 雇主は最低賃金の一部現物（食料、住居等）をもつて給与又は提供し、これを賃金より控除することができる。但し、この控除額は最低賃金の70%を越えてはならない。

即ち現金をもつて支給する額は30%以下であつてはならない。農業労働者の場合は生産物によつて報酬を支払うことができるがその限度は最低賃金の3分1をこえてはならない。
- (7) ブラジル国内を22地方に分ち、本部を連邦首都に、又各州の首府ならびに直轄地の政府所在地に最低賃金委員会を設置し、経済状態、生活状態等詳細な調査を行ない生活の必要条件に応じて決定される。
- (8) 最低賃金委員の数は労働商工大臣がこれを定め、雇主、使用人双方から同数の委員を公認の雇主、使用人の組合団体から選出する。

（1938年の法令では5名乃至10名となつている。）

  - (a) 委員の任期は2年なるも再選を許し、委員会の決定は多数決とする。
  - (b) 委員会の賃金の決定に當つて衣、食、住、保健、交通の5要素の割合を決定するを要する。



(イ) 本賃金より安き報酬で就働する契約は無効とする。但しこの場合当局は90日以内に差額支払を命じ得る。

(ロ) この賃金に対する抗議は2カ年で時効にかかる。

### 新 最 低 金 一 覧 表

新最低賃金法令は、2月22日大統領により署名され官報に発表された2月25日以降より実施されている。

	Cr\$ 月 給 額	Cr\$ 日 給 額	Cr\$ 時 間 給
パラ州及アマバ直轄区	34,000	1,133.33	141.67
マラニオン州	25,200	840.00	105.00
ピアウイ州	18,000	600.00	75.00
セアラ州	25,200	840.00	105.00
リオグランデノルテ州	25,200	840.00	105.00
ベルナンブコ州			
第1地区	33,000	1,100.00	137.50
バイア州			
第1地区	33,000	1,100.00	137.50
ミナス州			
第1地区	42,000	1,400.00	175.00
ガナバラ州	42,000	1,400.00	175.00
サンパウロ州			
第1地区	42,000	1,400.00	175.00
パラナ州			
第1地区	35,600	1,186.67	148.83
サンタカタリーナ州			
第1地区	35,600	1,186.67	148.33
リオグランデスール州	36,600	1,220.00	152.50
マツトグロツソ州	33,000	1,100.00	137.50
ゴヤス州	33,000	1,100.00	137.50
連邦区(ブラジリア)	42,000	1,400.00	175.00

注 1. 最高42,000Cr\$ 最低18,000Cr\$

2. 38年1月11日に改訂された1日最低賃金の約100%増であり旧サンパウロの第1地区は21,000Cr\$であった。

### 3. 年末手当法

昭和37年より年末手当は13カ月目の給与として毎年12月に支給されることとなつた。法令第1881号は次のとおりである。

第1条 労働法に従う労働者に13カ月目の給与支払いを一般化することを目的とした1962年7月13日付法令第4090号により設定された賞与は本法の発布時に発効中の労働契約に適用される。

第2条 ナタールの賞与は、1962年7月13日付法令第4090号第1条第1項の規定により毎年12月、その年の労働日数にしたがい12月分の給与を基準として支払われる。

第3条 可動性賃金を取得している労働者に対してはナタール賞与は毎年11月までの賃金を合計し、11等分した額を基準として支払われる。

事項、ナタール賞与の算定は毎年12月の1部とみなされる1月10日までの前年度の賃金の合計を12等分して12月に支払つた賞与額の加不足を調整しなければならぬ。

第4条 正当な理由なくして労働契約が破棄された場合は、第4090号法令第1条第1項第2項の規定により廃棄された月の賃金に基づいて計算される。可動性賃金の場合本法第3条規定に準じる。

第5条 賃金の一部が物品で支払われその分だけ賃金が差引かれているときは、物品に見合う金額も加算して賞与が計算される。

第6条 第4090号法例第2条の規定が効力をもつために労働法の規定により使用者が判断する正当な理由の欠陥が成立する。

第7条 ナタール賞与には社会保障を含まいかなる差引もない。

### 4. 社会保障法

#### 第2編 被保険者・系累並びにその加入法

#### 第1章 被保険者について

第5条 第3条指示の例外を除いて次の者は義務的被保険人となる。

1. 伯国内地に於いて使用人として働く者
2. 伯国内居住のブラジル人及び外国人にして海外（外国）にあるブラジル商社の支店、支局、出張所に就労する者
3. 個人商社代表、あらゆる会社の重役、合資会立重役、持分出資者、工業出資者で加入の際、年令50才をこえない者
4. 自由労働者、日雇  
(1) 自社によつて社会保障制度のある場合を除きすべての外国、国際代表団体又は公社、公館の使用人は是を自由労働者と見なす。  
(2) 第3条に指したる者で他の職業又は職務についている者はその職業又は職務に関連した保険に従う義務がある。

- (3) 退職して既に恩給を享受している者は、他に職業、職務についても再び被保険者となることはできない。

第6条 第5条(3)の例外を除き、職業、職務につくことによつてこの社会保障法に義務的に加入しなければならない。

単項 一つ以上の職務についている者は義務的に夫々の職種別の保障局に加入しなければならない。

### 第3編

#### 第2章 医療補助について

第24条 医療補助は、被保険者が既に毎月の掛金を12回納入し、しかも15日以上復職できない場合に下附される。

1. 医療補助は毎月標準給料の70%とし、更に掛金を12回納入済み毎に1%ずつ増加する。但し最高20%とする。
2. 医療補助を受けるには必ず保障局の指定する医師の診断を受けなければならない。当人出頭不能の場合は、雇主、労働組合等によつて補助支給を請願することが出来る。
3. 補助期間は労働できなくなつた日の後16日目より起算し、最高24カ月間とする。又自由職業者は労働できなくなつた時より再び就業した時までとする。
4. 医療補助は職場を離れて30日以後に請願したものは、その願書受付日より補助金を下附する。
5. 被保険者で医療補助を享受中の者は外科を除いては診察、手当、復職に必要な教育或は基礎教育を受けなければならない。これに従わなければ補助金打ち切りも考慮される。前述の手当等はもとより、保障局の手により無料で施される場合を指す。
6. 被保険者がその住居以外の場所で手当を受けなければならないとき、保障局は運賃（旅費）と3日分の日当を前払いする。更に各1日毎に日当を下附する。
7. 被保険者で職を離れ、その病気について専門的検査に15日以上を要する場合たとえ検査が見込と反対であつても全額の半分を支払う。

第25条 最初の15日間病気のため職場を離れた使用人には、雇用主より給料を支払う義務がある。

第26条 医療補助を享受している被保険者は、その所属する会社より無期休暇を得たものと見なす。

単項 被保険者に有給休暇ある場合、この医療補助との差額を会社は分担するものとする。

